

令和 2 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

開会 令和 2 年 3 月 9 日

閉会 令和 2 年 3 月 19 日

令和 2 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 1 号 )

令和 2 年 3 月 9 日

令和2年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和2年3月9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年3月9日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 寺澤 秀和 議員	11番 中嶋 正澄 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和2年3月9日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 1 号 報告第 2 号	諸報告 定期監査報告について 専決処分の報告について
第 4	承認第 1 号	川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分について
第 5	議案第 1 号	令和 2 年度川西町一般会計予算について
第 6	議案第 2 号	令和 2 年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第 7	議案第 3 号	令和 2 年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について
第 8	議案第 4 号	令和 2 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第 9	議案第 5 号	令和 2 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第 10	議案第 6 号	令和 2 年度川西町水道事業会計予算について
第 11	議案第 7 号	令和 2 年度川西町下水道事業会計予算について
第 12	議案第 8 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町一般会計補正予算について
第 13	議案第 9 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 14	議案第 10 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について
第 15	議案第 11 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 16	議案第 12 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町水道事業会計補正予算について
第 17	議案第 13 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町下水道事業会計補正予算について
第 18	議案第 14 号	川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 19	議案第 15 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
第 20	議案第 16 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 21	議案第 17 号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 22	議案第 18 号	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について
第 23	議案第 19 号	川西町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について
第 24	議案第 20 号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について
第 25	議案第 21 号	川西町下水道条例の一部改正について
第 26	議案第 22 号	川西町営住宅条例の一部改正について
第 27	議案第 23 号	川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結について
第 28	議案第 24 号	川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結について
第 29	議案第 25 号	下永火葬場の指定管理者の指定について
第 30	議案第 26 号	梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定について

(午前10時00分 開会)

議長 (伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましては、新型コロナウイルス拡散の予防対策のため、定例会出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長 (竹村正匡君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、議長のお話にもありましたが、1月に中国で確認された新型コロナウイルスは、今や世界中に広がり、日本においても全国各地で感染者が発生、政府が各種政策を対応中でございます。

本町においても、先月、対策本部を立ち上げ、政府の要請に基づいた町立幼・小・中の学校閉校を初め、各種町立施設の閉館などの対応を行っている途上でございます。住民の皆様にはしばらく御不便をかけることとなりますが、感染拡大防止の観点から、御理解いただきたいと願っております。議員各位におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

そのような中、本定例会を招集し、議会に提案いたしておりますのは、令和2年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案7件、令和元年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案6件、条例の一部改正9件、工事請負の変更契約の締結について2件、指定管理者の指定について2件など、条例の専決処分承認案1件も含め、合計27の案件であり、御審議をお願いするものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (伊藤彰夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 寺澤秀和君及び11番 中嶋正澄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの11日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第1号、令和元年12月から令和2年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 監査報告。令和元年12月から令和2年2月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

福西監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和元年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和2年3月9日

監査委員 西田 亜希子

議長（伊藤彰夫君） 続きまして、報告第2号、専決処分の報告についてを報告いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、報告願います。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、報告事項につきまして御報告いたします。

まず、報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

これは、令和元年9月議会で議決いただきました議案第45号、ふれあいセンター避難所対策工事におきまして、設備の設置位置の変更などによる変更契約で、その額が町長の専決処分事項に関する条例に規定する500万円以内となったため、専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告を行うものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 町長の説明が終わりました。

報告第2号、専決処分の報告についてにつきましては、地方自治法第180条第2項の規定により町長からの説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分についてより、日程第30、議案第26号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定について

までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分についてより、日程第30、議案第26号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についてまでの27議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村正匡君) それでは、最初に、承認事項につきまして御承認を求めたいと思います。

承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分についてでございます。

これは、今年1月現在で機能している川西町企業立地選定委員会、川西町障害計画等策定委員会、川西町要保護児童対策地域協議会について、条例上の位置づけを明確にするために専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるところでございます。

引き続き、これより今議会に上程いたしました令和2年度当初予算案を初め、令和元年度補正予算案などの多数の案件を上程し、町議会の御審議をお願いするに当たり、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく、新年度の主要施策を中心に所信を申し上げます。

現在、我が国の経済状況は、景気は輸出が弱含みの中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかな回復が期待されているところであるとの日銀の観測はございます。しかしながら、今年1月中下旬から発生いたしました新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響は既に顕在化しており、今後、緊急かつ十分な対策に留意していくべきものと考えております。

また、2019年第4四半期の実質GDP成長率は、本日、改定値が発表されましたが、民間最終消費支出の落ち込みなどにより1.8%の減であり、景気の先行き不透明感是一段と増したものと考えております。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率(平成30年度84.6%、県内平均98.4%、全国平均は平成29年度92.8%)、実質公債費比率(平成30年度8.6%、県内平均10%、全国平均は平成29年度6.4%)ともに引き続き全国・県内市町村と比較いたしましても良好な状態にあります。

このような経済・財政の状況下における来年度予算編成の基本的考え方といたしまし

ては、国や県の予算・情報などを活用し、財政の健全性も確保しながら、町の未来を築くための事業の着実な実行と、教育に力を注ぎ、子育てなどの住民生活を改善し、暮らしやすいまちづくりを実現していくことにあると考えております。具体的には、本町の将来的な発展の礎となる近鉄結崎駅周辺整備事業及び工業ゾーン形成事業について、県と連携しながら実現していく段階に進展させてまいり所存でございます。

結崎駅周辺整備事業におきましては、結崎駅周辺の交通結節機能の強化と安全・円滑な交通環境を実現するために、川西町の玄関口にふさわしい、交流・にぎわいのある駅を目指し、駅前広場及び周回道路の整備に着手いたします。

また、結崎駅南側の踏切につきましても、鉄道事業者との協議を進めながら、周辺の交通環境の改善に努めていく所存でございます。

工業ゾーン形成事業におきましては、今後の人口や税収の減収を踏まえ、町財源及び雇用の確保のため、土地開発公社が主体となり、既存の唐院工業団地拡張事業の用地を買収し、造成工事に着手いたします。令和2年1月に市街化編入を終え、着実に進展を図っているところでございます。令和2年度中には誘致企業を決め、工事着手する予定でございます。

また、従来から主要事業として位置づけられております教育や子育て支援、そして高齢者支援についても、国の制度改正などともリンクし、さらに充実を行いながら継続し、私の公約の柱である「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」をより一層推進してまいります。

このような考えのもと、令和2年度一般会計予算は、58億929万円となりました。歳入の部におきましては、町税収入で令和元年度から411万円減の11億256万円を見込んでおります。

この主な内容は、町民税においては、個人所得の伸びによる個人町民税の所得割分で1,392万円の増及び法人住民税の税率改正と主要10社の見込み増の差し引きとにより、法人町民税で190万円の減で4億9,041万円、固定資産税については、主に路線価格の下落と評価替えなどにより、1,281万円減の5億5,938万円を見込んでおります。

地方消費税交付金におきましては、消費動向及び令和2年度地方財政の見通しを踏まえまして、3,700万円増の1億8,340万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国の交付税総額及び過年度の錯誤分を考慮して、前年度比3,000万円減額の12億6,000万円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、主なものとしまして、前年に引き続いて結崎駅周辺整備事業及び工業ゾーン形成事業、小学校における校務支援システム構築事業、オリンピック・パラリンピックホストタウン事業に係る経費などを予算計上いたしました。

これにより、令和2年度予算は、前年度予算に比べて5億4,695万円増となっております。

今後も引き続き、行財政の健全化と効率化に配慮しながら、町政運営に全力で取り組

んでまいります。議員各位並びに住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「令和2年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明させていただきます。

2ページをお開きください。まず、総務課関係の予算でございます。

「2 庁舎防災対策工事」でございます。

災害時の拠点となる庁舎の業務継続機能の維持強化を図るため、自家発電機、キュービクルなどの設備整備を行うものでございます。

次に、「4 基幹システム共同化の推進及び情報システムの充実」でございます。

これらは、税、保険、住民基本台帳などに係る事務を正確かつ効率的に執行するためのシステムの運用経費を引き続き計上し、また、L G W A Nなどのネットワークから個人情報流出・漏洩を防止するためのセキュリティ対策に係る経費を新たに計上するものでございます。

次に、2ページから3ページになります。「5 消防防災対策の推進」でございます。

各種災害に適切に対処し、住民の生命と財産を守るため、継続して非常食・毛布などの備蓄物資の確保及び防災訓練の実施、防災士育成補助など、防災体制の強化を図り、今年度は、洪水ハザードマップの更新及び災害時に使用する資機材などを整備いたします。

次に、税務関係予算でございますが、「1 土地・家屋登記履歴管理システム構築業務委託料」でございます。

これは、一層の事務の効率化を図るため、固定資産税事務における所有者や所有権の変更を確保するための業務を、法務局と電子データでのやり取りを行うことができるようにするシステムの構築に要する経費を計上しております。

次に、総合政策課関係の予算でございますが、「1 広報事業の推進」でございます。

町の施策についての周知を図り、住民皆様の理解と信頼の上、町政運営を進めることは、大変重要でございます。このため、広報紙については、引き続き内容の充実と見やすい紙面づくりを初め、広報紙の質の向上を維持する体制を構築しながら、きめ細やかな情報発信を行います。また、刊行物による広報活動だけでなく、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスの利用など多様な広報手段を活用し、多方向への情報発信を行います。

次に、3ページから4ページになります。「2 企画事業の充実」でございます。

高齢者など交通弱者の方々の移動手段として稼働しておりますコミュニティバスについては、引き続き町内主要施設を拠点とした循環路線の確保に努め、今年度は、特に高齢者の移動状況について分析し、効果的なコミュニティバスの運用を目指します。また、愛着と誇りの持てる住民主体の魅力ある地域づくりを目的に、住民団体などが自主的に企画・提案を行うまちづくり事業に対して支援を行います。また、ふるさと納税に関しては、寄附の促進及び地域特産品のP R並びに販路拡大による地域経済の活性化を図る

てまいります。

次に、5 ページになります。「7 工業ゾーン形成事業」でございます。

令和2年度は、土地開発公社が主体となり、先ほども申し上げたとおり、工業ゾーンの用地確保及び造成工事に着手いたしますが、当該工業ゾーン内には町道などの公共インフラも整備することにより、当該公社への資金負担を行います。あわせて、当該造成費用を縮減するための公共残土の保管場所に要する経費などを計上いたしております。

次に、「8 駅周辺整備事業」でございます。

川西町の玄関口である近鉄結崎駅周辺における交通環境の改善と機能の充実を図るため、駅前の周辺整備工事に着手いたします。令和2年度は、主に駅西側の駅前広場、道路の第2期工事費、駅舎等の施設の詳細設計、物件及び営業等の補償調査、用地買収及び鉄道事業者との協議が整い次第遅滞なく事業に着手できるよう、町道結崎線・踏切周辺の補償調査、用地買収、建物補償などに要する経費等を計上しております。

次に、「10 東城地区整備事業」でございます。

東城地区の狭小踏切を廃止して、駅前周辺踏切の拡幅を行いますが、当該狭小踏切の廃止により損なわれる東城地区の機能復旧事業を行います。令和2年度は、地区内の生活道路や農耕車両用の道路の整備に向けて、用地の購入などを行います。

続きまして、福祉関係の住民保健課予算でございます。

6 ページをお開きください。まず、「2 福祉医療対策の推進」でございます。

障害のある方、ひとり親家庭並びに子どもの健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施いたします。子ども医療費助成については、中学校卒業まで入院及び通院に対して助成を拡充したことに加え、就学前の乳幼児に対して医療費の一時負担をする必要がない現物給付を行う予算対応となっております。

次に、「4 戸籍住民基本台帳事務」でございます。

戸籍法の改正により、戸籍事務にマイナンバー制度が導入されることになりました。このことに係り、現行の戸籍システムの改修に係る経費及び窓口事務での外国人対応翻訳機に係る経費を計上しております。

次に、8 ページをお開きください。「7 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図り、町内の清掃活動や資源回収に対しましても助成を継続し、リサイクル意識の向上と、さらなる廃棄物の減量化を図ってまいります。令和2年度では、天理ごみ処理施設の中央制御室データ処理装置の更新に係る経費負担も計上しております。

次に、「8 人権施策事業」及び「9 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。

また、公共施設の安全な維持管理を図るため、梅戸集会所の解体工事を行います。

続きまして、健康福祉課予算でございます。

次に、9 ページにかわりまして、まず、「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となる社会

福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、各種福祉団体の活動に対する助成を行ってまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より多くの方が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開を行ってまいります。令和2年度は、障害者計画・障害者福祉計画の策定に係る経費を計上しております。

次に、「3 児童・母子福祉の推進」でございます。

少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、保育所、認定こども園等に対する運営補助を行います。また、保育ニーズが高い延長保育、一時預かり保育、障害児保育に加え、病後児保育事業、保育補助者雇い上げ強化事業を継続して行い、また、認可外保育施設利用者への施設利用給付などの保育サービスの充実を図り、また、放課後児童対策にも支援員の増加などの対応をしています。

次に、10ページにかわりまして、「8 保健衛生事業の推進」でございます。

住民の健康維持向上のため、病気になる前の予防に注力しています。子どもを対象といたしましたインフルエンザワクチン、B型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルスワクチンなどの予防接種や、がん検診、乳幼児健診を初め、健康に関する相談事業などを引き続き実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを行う川西町版ネウボラ事業の充実のため、保健師等の専門的な見地からの相談を行うなど、産後の母親の心身ケアや赤ちゃん体操教室などの育児サポートなどの支援を行います。令和2年度は、新たに新生児に対する聴覚検査の助成を行い、より一層の産後ケアの充実を図ります。

続きまして、長寿介護課予算でございます。

11ページになります。まず、「1 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。

また、地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すための活動の要となるシルバー人材センターに対する運営補助や、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、必要に応じた養護老人ホーム等への措置経費等を計上しております。

また、「2 介護保険対策の推進」については、一般会計として、介護給付の増大傾向を踏まえて、給付費の財源となる介護特別会計への繰り出しに係る経費を増加して計上しております。

続きまして、事業課予算でございます。

12ページから13ページを御覧ください。まず、「1 統計調査」についてござい

ます。

これにつきましては、令和2年度は国勢調査に係る経費などを計上しております。

次に、「2 農業基盤の整備」、「3 農業振興」、「4 農業次世代人材投資事業」で  
ございます。

老朽化した用水路改修等の農業基盤の整備、結崎ネブカの地域ブランド推進のための  
経費及び新規就農者の営農定着を図るための補助金などを計上いたしました。

次に、「5 地籍調査事業」でございます。

国土調査法に基づき、土地の地番、地目、境界、所有者などを明確にするための調査  
で、第7次国土調査事業10カ年計画の着手年であることにより、本町においては特定  
農業振興ゾーンを対象として行うものでございます。この調査は、公共事業やまちづく  
りの円滑な執行の寄与となるものでございます。

次に、「7 空き家対策の推進」でございます。

空き家対策を専門とするNPO法人と支援関係を維持し、水道の閉栓状況や空き家住  
宅の現地調査や空き家になりつつある住宅の地図の作成など、空き家に係る総合的な実  
態調査などの経費を計上しております。

次に、「8 道路整備の推進」でございます。

道路及び橋梁に係る長寿命化対策事業や維持補修工事、町道除草工事、道路拡幅工事  
などの経費を計上しております。令和2年度は、前年度に策定いたしました舗装の個別  
施設計画に基づき、町道結崎2号線などの舗装修繕または梅戸会館除却後の周辺舗装、  
たつみ橋補修、井戸地区道路改良などを行います。

次に、「10 公園維持管理事業費」でございます。

健康増進やコミュニケーションの場として利用していただいている都市公園の遊具に  
ついて調査・点検を行い、適正な維持管理に努めます。令和2年度は、結崎5号公園・  
あずまや改修などを行います。

次に、「11 公営住宅管理事業」でございます。

公営住宅の管理経費及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の修繕工  
事等に要する経費を計上しております。令和2年度は、住宅管理システムの更新に係る  
経費を計上しております。

次に、「12 内水防止対策事業」でございます。

これは、大雨などが予想される場合に、寺川や飛鳥川などの一級河川からの取水樋門  
の開閉の管理を井堰・樋門の管理者に適正に行っていただくための経費の計上でござい  
ます。

続きまして、教育委員会関係の予算でございます。

14ページをお開きください。「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児・小中学生のための学校教育の推進でございます。

まず、新年度における園児・児童数であります。幼稚園は90名、小学校は403  
名の見込みとなっております。

予算につきましては、事務局費として、学校パートナーシップ事業を活用しての放課

後子ども学習支援事業を継続し、中教審答申に基づくキャリア教育実践のためのキャリアパスポートに係る経費及び給食の公会計化に伴う給食管理システムに係る経費を計上し、教育振興費として、保護者の負担軽減や、貝ボタンのPRのため、新1年生に対し、校名入り貝ボタンをつけた制服の支給を継続します。また、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対する就学援助費の支給も継続実施いたします。

川西小学校管理費及び川西幼稚園管理運営費につきましては、小学校及び幼稚園の管理運営に必要となる経費に加え、預かり保育実施に係る経費並びに副担任制を初めとする各種支援員の配置に係る経費などにつきまして、引き続き計上いたしております。

また、教員の各種の校内事務を効率的に執行できるよう、校務支援システムを導入いたします。教科書指導図書更新、小学校グラウンドを良好な環境に維持するための側溝の浚渫経費の計上、専門家による園児への体育指導なども行います。

15ページになります。その他、中学校費では、全校生徒352名、そのうち川西町生徒208名分の分担金を、また、委託費として天理市の二階堂小学校・幼稚園への委託経費を計上しております。令和2年度からの式中分担金については、式中分の給食経費を町で徴収することから、当該徴収分を加算したものになります。

給食運営費におきましては、管理運営経費に加え、平成29年度から公会計化とした学校給食費に係る経費を計上いたしました。

次に、16ページをお開きください。「3 生涯学習等の推進」でございます。

文化会館の修繕として、サークル室内のスライディングパネルの改修、地下機械室の流入水防止工事などに係る予算の計上を行います。また、各種の文化活動や講座、町文化祭を含めた芸術文化振興に係る事業、文化教室などの開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理運営費を計上しております。令和2年度は、幼少期の情操をより豊かに養うため、絵本ライブ文化公演事業を実施いたします。

17ページに移りまして、「4 文化財保存事業の推進」でございます。

地域の文化資源を保存・継承する団体等に対する支援並びに島の山古墳に係る実施設計の策定などの業務委託、古墳内の私有地の購入及び墳丘部と周濠部の境界明示、また、継続して古墳周辺のガードレール更新工事に要する経費などを計上しております。

次に、「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」、18ページの「6 社会体育の推進」、「7 子どもセンター運営」でございます。

各施設の管理運営費を計上しております。ふれあいセンターにおきましては、ロビーソファの修繕及び駐車場環境の改善経費などを計上しております。図書館におきましては、書籍購入費及び平成29年度に更新した図書館管理システムの運用経費などを計上しております。

特に社会体育の推進として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化などの観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るホストタウン事業を行います。参加国の選手などを本町にお招きして、競技練習施設の提供や、子どもたちへのスポーツ指導、子どもたちとの文化交流などを図る経費などを予算計上いたしております。体育

施設に関しましては、指定管理委託料、硬式テニスコートのトイレ修理、中央体育館武道場の畳の入れかえなどに要する経費などを計上いたしております。子どもセンターに関しましては、野外活動、創作教室など、地域ふれあい事業を引き続き実施いたします。

以上が、一般会計予算について、「令和2年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明いたしましたが、続いて、債務負担行為に付する事業について御説明いたします。

「令和2年度 一般会計予算書」の9ページをお開きください。

唐院工業団地周辺地区整備事業の用地購入及び造成工事は、さきにも申し上げたとおり、土地開発公社が主体となり実施いたします。当該公社には自己資金がないため、事業の実施には金融機関からの融資を受けて行いますが、その融資額23億円の債務保証をお願いするものでございます。この融資は、当該企業用地の売却収入により償還されるものでございますので、債務保証につきましては、造成工事が完成して企業への売却をする令和4年度までの期間でお願いするものでございます。

続いて、各特別会計について御説明申し上げます。

議案第2号、令和2年度国民健康保険特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度より国民健康保険の運営が市町村単位から県単位になり、国民健康保険料の税率などの設定を、資産割を廃止した3方式に変更を行い、予算計上しております。高齢化などによる被保険者数の減少が、歳入では保険税、歳出では療養費に影響しております。また、県統一化により、2年度予算についても歳入歳出ともに県への納付金額を基本とした予算編成を行い、歳入歳出総額は、対前年度794万円減の総額9億8,790万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増により、対前年度1,156万円の増、予算総額は1億6,471万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、令和2年度介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度から令和2年度までの計画である第7期介護保険事業計画に基づき、当該計画の3年度目としての予算計上をしております。計画最終年度の各種サービス利用の見込み増及び地域密着型サービス施設整備促進補助の交付などにより、対前年度1億3,387万円の増、予算総額10億4,005万円を計上いたしております。

次に、議案第5号、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本事業につきましては、令和元年度までは奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行い、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れておりましたが、令和2年度からは本町において債権回収を行う形に戻るものでございます。当会計の予算として、公債費の減などにより、対前年度167万円の減、予算総額221万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、令和2年度水道事業会計予算についてでございます。

水道事業につきましては、給水戸数3,580戸、年間総給水量95万1,000立方

メートルを予定し、水道事業収益2億1,146万円、水道事業費用は2億3万円、資本的収入については0、資本的支出については6,230万円を予定しております。

なお、前年の固定資産台帳から有姿除却という形の廃棄のため、3億5,631万円の特別損失処理の計上がなくなったため、水道事業費用については、3億3,778万円の減額となります。

次に、議案第7号、令和2年度下水道事業会計予算についてでございます。

下水道事業につきましては、水洗化人口7,045人、年間総処理水量約99万7,000立方メートルを予定し、収益的収入・支出は2億6,437万円、資本的収入・支出は9,320万円を予定しております。

以上が、令和2年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の予算案の概要でございます。

令和2年度におきましても、川西町が直面する諸課題に対して取り組みの強化を行い、より一層将来を見据えた町政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

続きまして、令和元年度の補正予算について御説明申し上げます。

議案第8号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

14ページをお開きください。まず、歳出についてでございます。

款1. 議会費におきましては、議員期末手当の調整により、140万円の減額をお願いするものでございます。

款2. 総務費 項1. 総務管理費におきましては、本年度予定いたしておりましたが、公共施設総合管理計画の策定方法の精査による次年度先送りや、デジタル防災行政無線整備事業費の事業実績による減、プレミアム付き商品券の事業実績に伴う減及び地域集会所補助や地方創生事業の実績に応じた減、並びに各種事業の減額補正に伴う剰余財源の基金への積み増し及び特集記事の増加などによる広報印刷費の増、差し引き8,446万円の減額、15ページに移りまして、項3. 戸籍住民基本台帳費におきまして、マイナンバーカード補助金の増による財源更正、予算額の変更はございません。

款3. 民生費 項1. 社会福祉費におきましては、主に介護保険事業勘定及び後期高齢特別会計への繰出金の増、養護老人ホームへの入所措置人数の減による減額、実績に応じたアルバイト賃金の減など、差し引き49万円の増額、次に、16ページに移りまして、項2. 児童福祉費におきまして、子ども・子育て計画策定量の入札執行による減額、並びに保育所及び認定こども園の運営補助の実績、児童手当の実績による減額、並びに学童保育で使用するカーペットや指導用の机に係る経費の増、差し引き1,241万円の減額をお願いするものでございます。

款4. 衛生費 項2. 清掃費におきまして、分別収集指定袋の入札執行残により、457万円の減額をお願いするものでございます。

款5. 農商工業費 項2. 商工費におきまして、企業立地奨励金申請件数の減による執行残により200万円の減額、17ページに移っていただき、款6. 土木費 項1. 土木管理費におきましては、町道過年度測量登記において実績に応じて100万円の減額、項2.

道路橋梁費におきまして、事業実績による道路・橋梁長寿命化対策工事費の減、設計変更による町道拡幅工事の実施年度変更等により、9,878万円の減額をお願いするものでございます。

次に、17ページから18ページを御覧ください。項3.都市計画費におきましては、駅前整備事業において、鉄道事業者との協議難航及び東城地区道路事業におきましては、地権者または物件所有者との協議状況により年度内執行が困難となったことによる測量設計、公園・広場工事、用地購入費及び補償費の減額、並びに国の交付金の配分額の上方修正による当該交付金に応じた道路工事費の増額、差し引き5億5,764万円の減額、続いて、款8.教育費 項2.小学校費におきましては、主に国のGIGAスクール構想に伴う小学校へのLAN整備及びPC端末購入経費により4,261万円の増額、項4.中学校費におきましても、小学校と同様、GIGAスクール構想に伴う電算事業費の増に伴う式下中学校川西町分担金898万円の増額、項5.幼稚園費におきましては、子育て施設利用交付金の増による財源更正、予算額は変更ございません。

18ページから19ページに移っていただき、項6.社会教育費におきまして、入札や事業実績による施設清掃委託費・鉄器保存処理、島の山防護柵工事などの減により918万円の減額、続いて、項7.保健体育費におきまして、中央体育館の避難所整備事業による川スポ収益の補填として、体育施設の指定管理料113万円の増額をお願いするものでございます。

款10.諸支出金 項2.基金費におきまして、土地開発基金の利子の増分・繰出金で1万4,000円の増額をお願いするものでございます。

主な歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入につきましては、戻っていただきまして、10ページを御覧ください。

款9.地方特例交付金について、幼児教育の無償化に係る法令上の地方負担に対して、その財源となる地方消費税が令和元年度中に平準化されないため、地方団体の一般財源として交付されるもので、613万円の増額をお願いするものでございます。

款12.分担金及び負担金については、当初見込みより保護者の所得階層が高かったため、保育所利用料が増となり、217万円の増額をお願いするものでございます。

款14.国庫支出金 項1.国庫負担金におきましては、児童手当の実績に伴う児童手当国庫負担の減、377万円、消費増税に係る介護保険被保険者で低所得者の負担増を軽減するための国庫負担金の増、204万円、施設給付費の実績に伴う子どものための教育・保育給付交付金の減、554万円、幼児期教育の無償化に伴う幼稚園預かり保育などに係る施設利用給付交付金の増、66万円、差し引き661万円の減額をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。項2.国庫補助金 目1.総務費国庫補助金におきましては、実績に応じた増減をお願いするもので、プレミアム付き商品券事業費補助については、補助用途を明確にするため、節1に関しては4,645万円を減額し、改めて節5を設け、国が示している科目名に更正して、実績見込みに応じ、事務費として1,022万円、事業費として542万円の計上をお願いし、個人番号カード補助及び地方創生交付金につ

きましては、実績に応じて所要額の増減を行うものでございます。差し引き3,303万円の減額をお願いするものでございます。

続いて、目4.土木費国庫補助金におきましては、歳出で申し上げた橋梁補修事業、駅周辺整備事業及び東城整備事業の実績に伴い、1億4,599万円の減額をお願いするものでございます。

目5.教育費国庫補助金につきましては、GIGAスクール構想による学校のICT環境整備に係る補助金1,758万円の増、実績に応じた文化財関係補助の減、差し引き1,641万円の増額をお願いするものでございます。

12ページにかわりまして、款15.県支出金 項1.県負担金におきましても、後期高齢医療の保険料軽減対象となる被保険者数の増による安定基盤負担金の増、20万円、国庫負担金と同様に、事業実績に伴う児童手当37万円及び施設型保育給付費470万円の減、介護保険に係る保険料軽減強化の増、102万円、並びに幼稚園預かり保育等に係る施設利用給付交付金の増、33万円、差し引き352万円の減額をお願いするものでございます。

続いて、項2.県補助金におきまして、これも国庫補助と同様、実績に応じた文化財関係補助の減、48万円をお願いするものでございます。

次に、款16.財産収入におきまして、土地開発基金の利子の増、1万円を見込むものでございます。

13ページに移っていただき、款18.繰入金 項1.基金繰入金におきまして、歳出で申し上げました自治会集会所補助・LED補助の実績に伴い、260万円の減額をお願いするものでございます。

款21.町債におきまして、目1.総務債においては、デジタル防災行政無線の事業量減に伴う緊急防災・減災事業債の9,900万円の減、利子割交付金の見込み額が推計基準税以下となったため、減収補填債140万円の増、目3.土木債においても、道路・橋梁長寿命化対策工事、駅前整備工事及び地区内道路整備工事事業実績の減などにより、公共事業等債、地域活性化事業債及び地方特定道路整備事業債、合わせて4億6,620万円の減額をお願いするものでございます。

最後に、目4.教育債として、GIGAスクール構想による学校のICT環境整備に係り、学校教育施設等整備事業債として、1,310万円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ7億1,821万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

これによりまして、令和元年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億487万8,000円となります。

そのほか、6ページの第2表 繰越明許費を御覧ください。

内容といたしまして、駅周辺整備事業ですが、近鉄との工事用地買収交渉が難航し、暫定的な形で工事着手をせざるを得なくなり、設計変更に多大の時間を要したため、繰り越しのやむなきに至りました。

次に、学校の情報環境整備事業につきましては、国からの事業提示が令和2年1月以降であり、執行期間が確保できないことにより、繰り越しいたします。

次に、文化会館給水ポンプ装置修繕事業でございますが、指名辞退などによる業者選定の遅延により、年度内での事業の竣工が見込めないため、繰り越しのやむなきに至りました。

次に、中央体育館避難所対策整備事業でございますが、体育館屋上の防水工事を行う必要が生じ、このため、年度内の竣工が見込めないため、事業繰り越しを行うものでございます。

以上、3億7,668万円の事業年度を繰り越しての予算執行をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

各種事業の実績に合わせて、それぞれ限度額の増減をお願いするものでございます。

次に、議案第9号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページから5ページを御覧ください。在留資格及び番号制度に係るシステムの改修の国庫・県費の財源更正を行い、特定健康診査負担金の過年度分の精算に伴う償還を行うもので、歳入歳出とも106万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億719万円となります。

次に、議案第10号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。保険料収納額の増額見込みに伴う後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の増により、歳入歳出とも131万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5,446万円となります。

次に、議案第11号、令和元年度介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

6ページを御覧ください。保険給付費について、各サービスの実績見込みの増減により各サービス費目の増減を行い、それに伴う財源の更正を行うものでございます。歳入歳出とも増減はございません。

同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億1,539万円で、変わりはありません。

次に、議案第12号、令和元年度水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページを御覧ください。収益的収入におきまして、加入分担金の見込み減及び貸倒引当金の増などにより、差し引き338万円の減額、収益的支出におきまして、郡広域運営負担金の減及び構築物減価償却費の増により、差し引き126万円の減額をお願いするものでございます。

4ページに移りまして、資本的収支におきまして、配水管布設工事費の実績見合いにより、収入では補償費8,090万円の減、支出においては、工事費等で8,755万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款水道事業収益は2億7,627万円、収益的支出 第1款水道事業費用は5億6,058万円、資本的収入 第1款資本的収入は2,423万円、資本的支出 第1款資本的支出は6,548万円となります。

次に、議案第13号、令和元年度下水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページから4ページを御覧ください。収益的収入におきまして、流域下水道負荷軽減に係る県費補助及び貸倒引当金戻入益の減により、合計495万円の減額、収益的支出におきましては、下水道施設点検の実績減及び減価償却費、消費税、過年度修正損の増により、支出184万円の増額をお願いするものでございます。

資本的収入においては、流域下水道負担金の減により、収入・支出ともおおむね260万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款下水道事業収益は2億6,909万円、収益的支出 第1款下水道事業費用は2億7,713万円、資本的収入 第1款資本的収入は8,068万円、資本的支出 第1款資本的支出は8,079万円となります。

以上が、令和元年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

まず、議案第14号、川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、デジタル化によって新たなシステムとなる防災行政無線について、戸別受信機の貸与など必要な例規整備をするための条例の改正でございます。当該条例は、令和2年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第15号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公務員法の改正により導入される会計年度任用職員についても、サービスの宣誓に関する規定を追加する改正でございます。当該条例は、令和2年4月1日から施行といたします。

次に、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、一般職の時間当たりの給与額の計算方法を、労働基準法に基づいた週休日や祝日などの日数による時間も加味した方法に変更する改正でございます。当該条例は、令和2年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第17号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、放課後児童支援員を安定的に充足できるよう、支援員としてみなすことができる期限を延長するための改正でございます。みなし支援員の経過措置の延長。当該条例は、令和2年3月30日からの施行といたします。

次に、議案第18号、川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、廃棄物収集運搬業等の欠格要件を、精神の機能の障害程度などの個別審査規定とするための改正でございます。当該条例は、公布の日からの施行といたします。

次に、議案第19号、川西町地域計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、1月10日付で告示されました大和都市計画川西町唐院工業団地地区計画の内容を本町条例に反映させるための条例の一部改正でございます。当該条例は、令和2年6月1日からの施行といたします。

次に、議案第20号、川西町自動車駐車場条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、町有地で現在駐車場として使用されているものについて、条例の位置づけを行うために改正するものでございます。当該条例は、公布の日から施行といたします。

次に、議案第21号、川西町下水道条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これにつきましても、先ほどの廃棄物処理条例と同様、成年被後見人などの権利の制限に関する法律に基づき、当該条例の21条に規定する代理人の欠格要件を、精神の機能の障害程度などの個別審査規定とするための改正でございます。当該条例は、公布の日からの施行といたします。

次に、議案第22号、川西町営住宅条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、外国人登録法の廃止に伴う入居資格の表現の変更及び引用法令の名称変更並びに根保証契約における保証人の責任等についての民法改正に基づいて、町営住宅の保証人の責任は限度がある旨を規定するため、条例を一部改正するものでございます。当該条例は、令和2年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第23号、川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

これは、令和元年9月議会で議決いただきました議案第49号の契約に係る変更について御審議をお願いするものでございます。

内容といたしましては、戸別受信機の整備台数の減に伴う減額変更及び工事の変更についてでございます。

議案第24号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

これは、令和元年9月議会で議決いただきました議案第44号の契約に係る変更について御審議をお願いするものでございます。

内容といたしましては、アリーナ屋根の防水工事等の追加に伴う増額変更及び工期の変更についてでございます。

議案第25号、下永火葬場の指定管理について及び議案第26号、梅戸自動車駐車場

の指定管理についてでございます。

これらは、町有施設の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について御審議いただくものでございます。

内容につきましては、火葬場については東方自治会、自動車駐車場については梅戸自治会となっております。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、あす3月10日午前9時に再開いたします。

（午前11時20分 散会）

令和元年川西町議会  
第1回定例会会議録

(第2号)

令和2年3月10日

令和2年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年3月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年3月10日 午前9時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 寺澤 秀和 議員	11番 中嶋 正澄 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和2年3月10日（火）午前9時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長（伊藤彰夫君） 皆さん、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

6番 安井知子君。

6番議員（安井知子君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

医療費の確定申告について。

平成29年度分の確定申告から、領収書のかわりに医療費控除の明細書の添付が必要になりましたと、税務署より改正が発令されていきました。私はよくわからず、今年10万円以上の医療費を使うことになり、初めて考えさせられました。各年度2・6・8・11月に奈良県国民健康保険団体連合会より送付される医療費のお知らせを添付し、明細書を集計して出すことにより、医療費が控除されるとのこと。でも、私は8月分しか残っておらず、領収書の控えをあるだけ寄せて申告しました。これも平成31年分までしか認めてもらえません。令和2年度からは、4枚の医療費のお知らせしっかり残しておき、対応したいと思っておりました。

ところが、令和2年2月17日に元年10月までの医療費通知書が送られてきました。それも主人のみで、私の分は送付されてきません。必要な11・12月分は令和2年6月、次回でしょうか。これでは確定申告に間に合わず、控除してもらえません。医療費情報が届き、審査を経て通知書にできるまで、受診した月から4カ月以上かかるとのこと。結果、私の確定申告には到底間に合わないことになります。

物理的にできないことを決め、一方的に通知し、実行させようとしてもできない。おかしいのではないですか。

今、川西広報の内容の充実につき町民の意見を求められていますが、こういった各省庁が出す改正事項等を町民にわかりやすく伝え教える。必要なら複数回。社保や共済に加入の人も、それぞれの保険者からの明細が要るのではないですか。国税庁ホームページからダウンロードしてくださいといっても、インターネットを使わない人もまだまだおられると思います。

いかに全町民がわかり、活用できるか、川西広報の役割を高めることを考えるべきですが、いかがお考えですか。

次に、7月に出された令和元年度介護保険料納入通知書の金額と、その年に実際に支払った金額に4,600円の差がありました。確定申告の際は、実際に納入した金額を記入したのですが、なぜ統一できないのか。7月に出される決定通知書には、期別、納期、金額が明記してあります。理由のある4,600円の差と思いますが、確定申告の際、不安になります。差の理由を教えてください。

終わります。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨といたしましては、広報内容の充実をお求めになっていると理解いたしましたので、まずはそちらについてお答え申し上げます。

まず、確定申告に係る情報の伝達についてでございますが、所得税の制度について変更事項があった場合は、従来からも広報や町ホームページでもお知らせはしていますが、それ以外の詳細な部分については、国税庁のホームページで周知されており、そこで確認していただく必要がございます。

しかしながら、議員仰せのごとく、インターネットを使わない方もおられます。このような方に対しましては、本町税務課または税務署などが電話などでのお問い合わせにも応じておりますので、御利用願いたいと考えております。

そこで、町の周知につきましては、議員の御指摘もございましたので、今後は、税に限らず、法律などの改正により住民生活に影響のある情報につきましては、一度切りではなく複数回、広報に掲載するよう心がけるなど、丁寧な周知に努めてまいりたいと思います。また、よくある疑問点などをまとめていくなど、工夫を凝らして周知していければと考えております。

次に、医療費通知に関してお答え申し上げます。

医療費のお知らせ、いわゆる医療費通知については、国民健康保険や社会保険等の保険者ごとに通知を行っております。川西町の国民健康保険加入者の方には、奈良県の国民健康保険事務支援センターから年4回通知を発送し、内容としては、7月上旬に1月から3月の診療分、8月末に4月から6月分、11月末に7月から9月分、2月末に10月から12月分の通知をしております。

次に、奈良県後期高齢者医療保険加入者の方には、奈良後期高齢者医療広域連合から年3回通知を発送しており、6月末に11月・12月分、9月末に1月から5月分、2月中旬に6月から10月分を通知されております。

議員がおっしゃるとおり、後期高齢者医療保険の方は、確定申告の時期には1年間の医療費通知は被保険者の手元に届かない状況でございます。一方、国民健康保険については、確定申告に御利用いただけるように、確定申告の締め切り前の翌年の2月末に12月分までの通知をしていますが、12月診療分については、病院からの請求がおくれている場合などには通知書に記載されないことがございます。このため、国民健康保険の方には、所得の申告をする際に、その年の大半は医療通知を御利用いただけますが、最後の12月分は、実際の領収書と見比べていただく等、記載のない場合もあることから、医療費の領収書の確認等が必要となっております。後期高齢者医療保険に至っては、11月・12月診療分は翌年の6月末まで通知されないことから、確定申告時期の2月・3月に届いていないこととなりますので、11月・12月分の領収書の保管が必要となります。

今後、機会があれば、奈良県後期高齢者医療広域連合に対し、通知時期を早めること

ができないのかの意見を述べてまいりたいと考えます。

以上のような状況となりますが、受診した医療機関からの医療費請求等のタイムラグも考慮に入れると、確定申告時に医療費通知で前年の医療費が全て通知されることは困難ではないかと考えます。

しかし、医療費控除額に係る確定申告において、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、その通知を添付することにより、明細書の記入を省略することができますが、医療費通知に記載されていない医療費につきましても、領収書を確認いただき、明細書に記入していただければ、領収書の添付は必要ございません。

このように、医療費通知がない場合でも、明細書に医療費を記載することで、医療費控除に係る確定申告は行えますので、御理解いただきたいと思えます。

続いて、介護保険料納入通知と社会保険料申告額の差についてでございますが、介護保険料や国民健康保険税、後期高齢医療保険料などの社会保険料の納期は、普通徴収の場合、7月を第1期として、翌年2月の第8期までの計8回、特別徴収の場合は、年金からの天引きとなるため、年金の支給月である4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の計6回となっております。

御存じのとおり、確定申告の社会保険料控除で申告できる金額は、その年の1月から12月に実際に納めた社会保険料の合計額となっております。役場からお知らせする保険料の納付月は、普通徴収も特別徴収も年度内である4月から翌年3月までの間の納期でお知らせしております。年をまたいで納期となるため、年が明けてからの納付分については、次年分の確定申告に使用することになります。

このことから、社会保険料控除に用いる年分の額と町からの納入通知書は、年度分の額により、双方の額に違いが生じます。このことにつきましても御理解願いたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 安井議員。

6 番議員（安井知子君） 令和2年2月28日に、安井知子の11・12月分の医療費のお知らせが届きました。夫の分は届きません。12月分のレセプトは、連合会の審査により、各医療機関へ医療費が支払われるのは2月下旬です。今回、審査決定と同時に患者である私のもとに送付いただいたようです。このようなことは特別扱いです。夫もそうですが、通常、11・12月分は領収書を添付して確定申告をするしかない。レセプトが戻り、再提出が発生すれば、正確な金額の通知はやはり4カ月かかると考えるべきです。

個人的な例で一般的ではなかったですが、わかりやすいと考え、今回例に取り上げました。連合会と税務署の連携も必要ですが、行政の力添えも必要と考えます。よろしく願いいたします。

終わります。

議 長（伊藤彰夫君） 2 番 弓仲利博君。

2 番議員（弓仲利博君） おはようございます。2 番 弓仲です。よろしく願いいたします。

地域共生社会の実現に向けて。

かつて、私たちの暮らしには、地域のお互いの扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といった人々の生活のさまざまな場面において支え合いの機能が存在していました。しかし、近年では、高齢化や人口の減少により、地域、家庭、職場という人々の社会領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、人口の減少化は、社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗などなど、さまざまな問題があらわれてきています。

そこで、地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていくために、社会保障や産業などの領域を越えてつながり、地域社会全体を支えていく、いわゆる地域共生社会の実現に向けた取り組みの必要性と具体的な施策をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 弓仲議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員お述べのとおり、人口減少社会に突入し、さらに少子高齢化や核家族化も進展しており、人々のライフスタイルや価値観の多様化も相まって、地域のつながりは希薄化しつつあります。公的支援についても、介護と育児とに同時に直面する世帯（ダブルケア）や障害のある子と要介護の親の世帯など、今までの縦割りで整備された支援制度では対応が困難な諸課題が発生しております。

その中で、制度や分野を越えて、地域住民や地域のいろいろな団体などが連携することで地域をともにつくっていくという地域共生社会の実現に向けた取り組みの必要性は年々高まっていると感じております。

そこで、地域共生社会の実現への取り組みなどについては、平成29年3月に策定した地域福祉計画の中で述べられている「地域福祉の基本理念」や、平成30年3月の高齢者福祉計画の中の「包括的な地域ケア体制の充実」の中で示されております。具体的な取り組みといたしましては、社会福祉協議会を地域福祉の中核を担う組織として位置づけ、当該協議会が社会ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うために、地域の生活・福祉課題を把握して、関係機関や団体と協力して支援の内容や方法を検討し、具体的な支援に結びつけるコミュニティ・ソーシャルワーク機能の強化をお願いしており、そのことにかかわるコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置経費の負担を行っております。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制、地域包括ケアシステムをより深めるために、より多くの人や機関がつながり、支え合う地域づくり、仕組みづくりを構築するものとして、生活支援コーディネーターを配置し、多様な生活に対応できるよう、また、組織や世代を越えた受け入れ体制が実現できるよう目指しております。

これら以外にも、地域社会での共助の事例としては、災害時の要援護者への自治会な

どの支援体制の構築も行っております。

現状はこのように障害者、高齢者、災害などの個々の課題を対象とするものでありますが、今後は、高齢者福祉計画の基本理念で示させていただいているように、高齢者や障害者、子どもなど、あらゆる世代の人が連携する、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制を目指していくものと考えております。

それらの中で、議員お述べのように、耕作放棄地の再生や空き家の利活用、商店街の活性化など、高齢者や障害者、または生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源として捉えることで、地域共生社会の実現は、地域の持つ可能性を広げていけるのではないかと期待していきたくと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 弓仲利博君。

2番議員（弓仲利博君） 今報告の施策を着実に推し進めていただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） 4番 堀 格君。

4番議員（堀 格君） 皆さん、おはようございます。堀でございます。よろしく願いいたします。

学童保育についてお尋ねをしたいと思います。

本論に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染防止で、急遽、学校が臨時休業となりました。それに対応して学童保育を直ちに初めていただいて、また、続いて預かり保育も実施していただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、この全国一斉の学校の休校で大きくクローズアップされましたのが、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育であります。女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立というのが国を挙げての大きな課題となる中、2018年9月に新放課後子ども総合プランというものが発表され、全ての児童の放課後の安全安心な居場所と育成が求められております。当川西町におきましても、放課後児童クラブへの希望が年々増えております。小学校の入学児童数は漸減傾向にありますが、前々から申し上げておりますように、学童保育への希望は増えております。

そのような状況下、保育場所と支援員の確保に奔走され、まことに御苦勞をおかけしておりますが、まず、来年度の受け入れ状況についてお伺いをいたします。

また、今後、希望される全ての児童の受け入れをどうしていくのか。特にこの奈良県におきましては、支援員の確保が難しい実情にありますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 堀議員御質問の「学童保育について」にお答えいたします。

まず、議員お述べのとおり、年々、学童保育所を希望していただく家庭が増えており

ます。来年度の受け入れ状況については、新4年生までについては希望児童全員、124名を受け入れいたします。しかし、現在の学童保育所のみでの受け入れはスペース的に難しいので、教育委員会及び川西小学校の協力を得て、小学校の普通教室1室も学童保育所として運営することといたしました。また、学童保育指導員不足の対応策として、川西町で子育て支援センター職員を来年度から2名、放課後児童支援員として、委託事業者と連携して運営いたします。ただ、それでも面積的に全ての児童の受け入れは難しいため、小学校5年生の児童、通常分2名、長期休暇分7名についてはお断りをさせていただきます。

続きまして、今後の受け入れへの対応についてお答えします。

議員御承知のとおり、学童保育所は、共働きやひとり親家庭などの小学生を放課後や長期休業日に保護者にかわって保育するところでございます。平成26年度までは対象が3年生まででございましたが、児童福祉法の改正に伴い、平成27年4月から全ての小学生が対象となりました。現在の川西学童保育所は、平成24年10月竣工し、定員50名、対象3年生までの体制で始まりました。その後、平成26年4月に定員70名に増員、平成27年4月には、制度改正により、対象を6年生までに拡充、平成28年4月に定員86名、長期休暇分15名とするなど、定員の増や定員以上の受け入れ機能強化に努めてまいりました。

社会全般の保護者の就労状況を反映して、年々、学童保育を希望していただく方が年々増えておりますので、今後の対応策といたしましては、児童の年齢別人数や家庭の希望などを十分に考慮し、近隣や先進地の取り組みも参考にしながら、川西町に合った学童保育所運営に取り組んでまいります。

慢性的な支援員不足の中で、新たに学童保育所を開設することは困難な状況にありますが、新たに雇用する職員を本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例上のみなし支援員として臨時的に措置するなど、支援員を確保した上で、平成30年9月に公表された新放課後子ども総合プランで示されているように、学校施設などの有効な利用をさらに検討していくものと考えております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 堀 格君。

4番議員（堀 格君） 御苦労されているのはよくわかるのでありますけれども、町長のビジョンにありますように、現在では結崎駅周辺の整備、それから工業団地の拡充、これにあわせて子育て環境の充実というのがこの川西町の発展に欠かせません。その点が、東京都におりますと大変なことになっているようではありますが、やはり川西町にいていいなということになるように、希望する全ての児童に場所の提供ができるように工夫して頑張っていたきたいというふうに思います。

子育て環境の充実というとき、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、一つは厚生労働省所管のいわゆる学童保育という放課後児童クラブ、それともう一つは、文部科学省所管の放課後子ども教室、こういうものがありまして、現在、川西町におきましては学童保育が中心になっておりますが、先ほどの新放課後子ども総合プランにおきま

しては、放課後児童対策につきまして、この2つが連携して取り組むことによって、何とか全ての児童を受け入れようと、こういうことを国としては進めているわけでありませう。

折しもこのたびのコロナウイルスによる臨時休業では、児童クラブでの受け入れの余裕のないところで、小学校でとりあえず預かるというようなところも出てきております。川西町におきましても、今後、町長部局と教育委員会が一体となって子育て環境の充実に努力していただくようお願いしたいのですが、その点につきまして、教育長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（伊藤彰夫君） 教育長。

教 育 長（橋本宗和君） ありがとうございます。川西町の子育てということについて御意見をいただきました。

子どもたちの教育の必要性、また安全安心ということを十分考えて、町部局と教育委員会が相談の上で、理想的な形をつくり上げていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 堀 格君。

4 番 議 員（堀 格君） そのようなことで、両者強く連携して、一体となって、小さな町ですから、町長部局と教育委員会が別々というようなことではなくて、一体となって頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議 長（伊藤彰夫君） 3 番 福山臣尾君。

3 番 議 員（福山臣尾君） 皆さん、おはようございます。3 番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

成年後見制度促進基本計画に係る体制整備の推進について。

初めに、確認事項といたしまして、成年後見制度は、2000年4月から、契約を前提とした介護保険制度の実施とともに開始されました。この制度は、判断能力が十分でない人の尊厳を確保するために、その意思決定を支援する制度と言えます。本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長等からの申請（申し立て）を受け、家庭裁判所の裁判官が、本人の判断能力の程度に応じて、後見人、保佐人、補助人を決めます。後見人等は、財産管理・処分、遺産相続、福祉施設への入退所など、生活全般に関する法律行為を本人にかわって行います。成年後見制度の利用促進については、成年後見制度促進計画（平成29年3月24日に閣議決定。以下、「基本計画」と呼ばさせていただきます）において、今後の施策の目標として、本人の意思決定支援や身上保護を重視し、利用者がメリットを実感できるようにすること、全国どこでも必要な人が制度を利用できるように、各地域において権利擁護支援の地域連帯ネットワークの構築を図ることを上げ、権利擁護支援の地域連帯ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

また、基本計画においては、国、地方公共団体、関連団体等は――別紙をつけていま

すけれども——工程を踏まえ、相互に連帯しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきであるとされています。

計画のポイントとしまして、制度の周知、市町村計画の策定、利用者がメリットを実感できる制度、地域ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、成年後見人等の医療・介護等に関する意思決定が困難な人への支援の検討、成年後見人等の権利制度の措置の見直しとなっています。基本計画の中間年度である平成31年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うとされています。

本町におきまして、この基本計画の具体的な施策の現状の取り組み状況、今後の予定などをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 福山議員の御質問にお答えいたします。

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることなどにより、財産の管理や日常生活などに支障がある方たちを社会で支え合うということを目的とした制度であり、その目的のためには有効で重要な手段でもあります。しかし、この制度は十分に利用されていないのが現状で、今後も進行する高齢社会における課題の一つであると捉えております。

本町におきます相談窓口としましては、長寿介護課、地域包括支援センター、健康福祉課、社会福祉協議会が担当しております。制度の周知につきましては、広報やパンフレットの設置などのほか、民生児童委員の方々への案内などを行っております。

現状の取り組みといたしまして、昨年度、平成30年度には、ケアマネージャーを対象に磯城郡3町で成年後見制度の研修会を、住民を対象には、年に1回程度ではございますが、行政書士の方の御協力をいただき、毎月行っております認知症カフェの場を利用し、障害のある方々も交えて、わかりやすい制度説明の講演会、相談会を開催しております。このような研修会や講演会などの開催に当たっては、地域包括支援センターと社会福祉協議会が協力して実施できるような体制も進めております。

また、高齢者やその家族の相談支援として、地域包括支援センターが任意後見を含めた制度利用の相談に応じて、本人申し立てや親族申し立ての利用促進に努めております。さらに、身寄りがない方などで自ら制度利用の申し立てが困難な状態にあると認められる場合は、町長申し立てを行い、その利用に必要な費用を負担することが経済的に困難であると認められる方には、その費用の助成も行っております。

成年後見制度は、制度自体が複雑であり、申し立て先が家庭裁判所であることから、手続きが煩雑であるというイメージに加え、後見人への報酬などの支払いに負担を感じる、また、自分以外の人に財産を預ける、または委ねることへの不安感などがハードルとなり、利用が進んでいない要因もあるのかなと感じております。

一方、成年後見制度を必要とする方は判断能力が不十分な状態にあることから、自ら制度の利用を申し出るとは基本的には困難な面があると思われますので、行政が介護サービスや障害のサービスの提供を行う事業者や地域、関係者などと連携しながら、制

度利用が必要な方への早期の支援が行えるように、そして、今後も引き続き、制度について少しでも理解が得られるよう、制度のメリットも伝えながら周知し、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 福山臣尾君。

3番議員（福山臣尾君） この制度につきましては、私もこの前の研修でいろいろと学んだところはあるんですけども、なかなか難しいとは思っています。

この中で一番大事になってくるところは、地域の連帯のネットワークをつくっていくことではないかと思っていますので、その辺にかかわる部署の方々には、この後見人制度の利用促進の研修などもあるようなので、その辺に参加していただいて、よりよい川西町の魅力ある暮らしができるようなネットワークづくりをしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） 1番 松井宏至君。

1番議員（松井宏至君） 皆さん、おはようございます。1番 松井宏至でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

6月の一般質問の折に、町長のほうから、4つの防災に対しての川西町の具体策を示していただきました。1つ目が、防災士、また地元の防災リーダーの育成を充実させていく、2つ目が、自主防災活動を推進する自主防災会の支援、3つ目が、防災士会との連携、4つ目が防災訓練の充実。こういった4つの方針に基づきまして、今年度、川西町総務課を中心に、防災に対しての取り組みを充実させてきたわけではございますが、現在の町の防災力に対しての現状、また地域の現状をどのように把握しておられるかを教えていただければと考えます。

また、防災の基本理念、自助・共助・公助における、特に自助・共助において早急に我がまち川西が取り組むべき課題についてどのように考えておられるか。

3つ目は、今の現状も含めまして、今後の川西町においての治水事業についてどのようなお考えを持っていらっしゃるか、教えていただければと考えます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 松井議員の防災関係に係る御質問にお答え申し上げます。

まず、防災に対しての町の現状でございますが、前年度より整備を進めております川西町新防災情報システムについて、昨年末より戸別受信機を希望される世帯の方を訪問させていただき、新しい戸別受信機の操作方法、受信電波の状況確認などを行い、災害時における情報伝達手段の確保を行っております。

また、本年2月下旬より、聞く音声確認メール及び見る防災情報メールの試行運用を開始し、これまでの防災行政無線による情報伝達にかわる手段として、あらかじめ住民の皆様にご登録いただいたメールアドレスに対し、防災行政無線の音声や町からの防災情報をリアルタイムで配信し、住民の皆様が必要とする防災や行政の情報周知を、来月

4月からの本格運用に向け、最終調整を行っております。

また、本庁舎屋上を初め、庁内6カ所に屋外拡声支局を整備し、屋内・屋外の場所を問わず、災害時における情報提供を迅速に行い、住民一人一人への確実な情報伝達を目標として、防災行政を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度につきましては、国庫補助金を活用した災害資機材の整備や水害ハザードマップの見直しを行い、災害に強いまちづくりを計画的かつ継続的に行ってまいりたいと考えております。

次に、地域の現状といたしましては、昨年12月に自主防災連絡協議会総会を開催し、各自主防災会の皆様方からの御意見を拝聴するとともに、本年2月20日には、例年実施しております川西町防災訓練を開催し、災害図上訓練を通じて指定避難所までの避難経路を再認識いただき、地域の防災力を高め、被害を軽減するために有効な対策を自ら気づいていただくきっかけとして、同訓練を実施いたしました。

自主防災連絡協議会総会における情報交換や防災訓練を通して、各自治会の自主防災会における防災力の底上げが図れているものと考えており、各自治会の自主防災会が行う訓練に対する補助金制度や防災士を育成するための補助金制度を整備することで、自主防災活動支援や防災リーダーの育成を今後とも行ってまいりたいと考えております。

2つ目の御質問の自助・共助において早急に取り組むべき課題といたしまして、まず、自助につきましては、災害への備えにおける最も重要な課題として、自分の力で自分の身を災害から守るという心構えを、日ごろから丁寧に根気よく発信していくことが重要であると考えており、先ほど申し上げました川西町防災訓練の一環として、本年度も川西小学校5年生を対象に防災教室を開催いたしました。その中でも申し上げましたが、指定避難所の場所を確認する、おおむね3日分の生活用品を災害時に持ち出せるように準備する、防災行政無線などを通じて防災情報を集めて、事前に家族で検討した避難行動に移すなど、災害時に自分たちで取り組むことができる自助行動に日ごろから取り組んでいただきたいと考えております。

また、共助につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、全ての自治会に設置いただいております自主防災会において、初期消火への対応、あるいは各避難所への誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集や伝達、さらには給食や給水、災害危険箇所の巡視等を行っていただくものと考えております。

毎年開催いたしております自主防災連絡協議会総会において、各担当部署と連携の上策定した避難行動要支援者名簿を各自主防災会に提供いたしております。災害時における対象者の安否確認、優先的な避難所への誘導などに活用いただき、地域の特性を把握されている方々が、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」という意識の中で防災対策に取り組んでいただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、本町といたしましても、各自治会の自主防災会が行う訓練に対する補助金制度や防災士を育成するための補助金制度を整備することで、自主防災活動支援や防災リーダーの育成を今後とも行ってまいりたいと考えております。

最後に、本町においての治水事業につきましては、流す対策として、台風の接近や大

雨が予想される場合、寺川、飛鳥川、大和川に設置されている井堰及び町内用水路に設置されている樋門の事前転倒及び事前開放により、町域に滞留する雨水を事前に流す対策、河川から農業用水などを取水する取水樋門の事前閉鎖による町域への外水の流入を防止する対策を、井堰及び樋門管理者である自治会や水利組合と連携し、取り組んでまいりました。

また、町職員、警報班職員が井堰及び樋門管理者に対し操作依頼を容易に行えるよう、井堰及び樋門操作対応マニュアルを作成しております。

なお、令和2年度に災害対策費で予算計上させていただきました井堰・樋門管理事業負担金につきましては、町より井堰及び樋門管理者に対し、井堰及び樋門操作経費等を負担し、適正な操作を実施していただくことで、町域の浸水被害の軽減を図るものでございます。

また、ためる対策として、町内に存在する4カ所のため池を活用した対策に取り組んでおります。井堰管理と同様に、台風の接近や大雨が予想される場合、事前にため池の水位を低下させ、ため池からの雨水を流出させずためる水位低下方式を、ため池管理者の御理解と御協力を賜り、町と自治会、水利組合代表者との三者協定を締結させていただくことになりました。

また、奈良県平成緊急内水対策事業につきましても、県管理河川水系における内水対策として、必要な貯留施設などの整備が上げられており、本町におきましては、喰田池の改修工事及び寺川周辺での用地買収による調整池設置を候補として申請させていただいておりますが、用地取得状況やため池整備状況などから、整備候補地に選定されていない状況にございます。しかしながら、内水対策は本町の解決すべき重要な課題であることから、用地取得の可能性も踏まえつつ、引き続き候補地について検討を重ね、適地として選定されるように取り組んでまいります。

今後、この3つの対策により安心安全なまちづくりを目指すとともに、地域住民と連携し、町域における浸水被害の軽減と防止を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 松井宏至君。

1 番議員（松井宏至君） 御答弁ありがとうございます。

年間を通しまして、防災の取り組みについて、私は質問させていただいてまいりました。まず、昨年12月に、町の職員の方で2名、防災士の資格を取得されたということをお報告いただいております。ということは、今、町の職員の中に3名の防災士がいらっしゃるということになるかと思いますが、やはり防災士の資格を取得され、防災士が行政の組織の中にいることで、今後の防災に対する取り組みに大きな力をもたらしていただけるものと考えております。ぜひとも研修会等にも参加され、防災士のスキルをともに向上させてまいりたいと考えます。

また、治水の事業につきましては非常にお力をいただいているところでございますが、事業課におかれましても、ぜひ防災士の資格を取得される方がぜひとも出現できるように進めていただければ、町民も非常に安心するのではないかと考えます。

今いろいろと質問させていただく中で、自助・共助においての課題を御報告いただきました。私からいたしまして一番の課題というものは、町が本当に苦心されて、発信する情報の環境を整えていただきましたが、その発信する大切な情報を私たち地元住民が正しく受けとめ、そして理解し、行動に移していくことがやはり重要と考えるわけではございますが、しかしながら、情報の受けとめ方に若干というか、かなり大きな差があるというふうに私は感じております。自助・共助という面においても、この情報を正しく受けとめて理解して行動する、自助は、自分の命は自分で守る、共助は周りの人に声をかけて助け合って避難する、そういった行動につながらなければ、町が発信をしていただく環境を整えて情報を伝えていただいたとしても、なかなか命を守るという最低限の防災活動のところまでは届かないのではないかなと。情報の受けとめ方の差をいかに縮めるか、またなくしていくかということが、喫緊の取り組むべき課題の一つだと思います。その要因は、一番最初にも申しました、バイアスという、災害に対しての意識が今後もっともっと向上させていかなければならない今の私たち、これは川西町だけではなく、災害慣れしていない今の日本国民全てが改善していかなければならないところにあるかなというふうに思います。

ちょっと違った観点から今の防災というものを見てみますと、まず、これは皆さんもお気づきだと思いますが、年間の総雨量というものは、さほど変わってはいないんです。ただし、雨の降り方が変わっております。局地的に強く降ることが増えてまいりました。また、雨だけではなく、夏には猛暑が続き、40度級の高気温が続出し、高温が災害化してきております。やはり地震、台風、日照りというものも災害の一つ。ましてや、現状、コロナウイルスが蔓延してきております。そういったことに対しましても、やはり危機管理という観点から、川西町の防災も含めた危機管理の体制というものをいま一度見直していただく時に来ているのではないかと私は思います。

現状としまして、縦割り組織の弊害、具体的に申しますと、総務課、それから教育委員会など、防災に対していろんな行事を組んでいただいております。具体的に申し上げますと、教育委員会がされております地区懇では、去年の地区懇は、今までの人権系ではなく、防災系のビデオも導入していただきました。この防災系のビデオが各自治会において非常に有効に活用されたと聞かせていただいております。ナッジといいまして、人から言われてではなく、そういった映像等を見て、自分たちが自主的に防災に対しての取り組みを積極的に持っていかなければならないということで、非常にいい結果を生み出したというふうに聞いております。

そういったことも含めまして、やはり危機管理の情報を共有できる横のつながりというものも、ぜひ総務課、教育委員会、それから被災された後は社協もかかわっていただくことになるかと思いますが、そういった縦割りの組織の弊害を払拭できる横のつながりも、組織の体制としてこれからはしっかりと構築していただきたいと考えております。

治水事業につきましては、大和川水系に隣接する我がまち川西町でございます。これは極めて重要な事業であり、本当にこれからも積極的に取り組んでいくところであるかと考えますが、私の考えといたしましては、やはり今まで本当に災害がなかったという

ことから、防災だけではなく、治水事業に関しまして、もっと骨太の予算を組み、計画を立てて取り組んでいくべきところではないかなと。特に川西町で一番危険なところは保田でございます。ハザードマップがこのたび改定されますけれども、5メートルから6メートル沈むと、そういったことがわかっておりますが、やはり内水の対策につきまして、今後ぜひとももっともっと充実できる内容を検討していただき、内水対策の事業に取り組んでいただければと考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 今、松井議員から種々御提案があったかと思えます。

役場職員で防災士の資格をぜひ取得していただきたいというお話でございましたが、もちろん、職員については、意欲のある方々には取っていただきたいと思っておりますので、またしっかりと職員に対して防災士の資格の必要性というものを説いていきたいと思っております。

そして、2番目に、住民の皆様方が防災に関する情報を正しく受けとめ、理解し、そして正しく行動していただくことが必要であると。情報発信だけではなく、しっかり理解をしてもらうことまで必要だという意味合いだったと思いますが、こちらについては、従来、防災情報について啓発という形で行ってございましたけれども、情報の意味合いをしっかりと理解していただくような周知も必要なのかなと思えます。以前、議員から2つのバイアスについて御説明がございましたが、しっかりと住民の皆様方に理解していただくような周知をしてまいりたいと思えます。

そして、危機管理体制に関してでございますが、こちらについては、他市町村の状況も踏まえながら、しっかりと検討してまいりたいと思えます。以前にも申し上げましたが、本町では、まずは総務課が主体となって対応しておりますけれども、現状のままでいいのかどうか、これについてもしっかりと分析してまいりたいと思えます。

最後に、治水事業でございます。まず、最も被害の多い外水を防ぐことが肝要でございますので、国や県に対しまして、引き続き河川堤防の強化などを要請してまいりたいと思えますし、内水対策については、先ほども申し上げました流す対策、ためる対策を中心に、今後も引き続き検討してまいりたいと思えますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） では、7番 福西広理君。

7番議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。7番 福西広理です。議長の許可を得ましたので、事前通告書どおり、新型コロナウイルス感染症に伴う対策について質問させていただきます。

皆様御承知のとおり、世界各国で、また日本各地で感染が拡大しており、収束のめどが立っていない状況にあります。

質問に先立ちまして、感染された方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、現段階で川西町内で感染者は確認されておりませんが、昨日3月9日に、郡山保健所管内で3名の感染者が確認されたと発表がありました。本町においても、いつ感染者が確認されてもおかしくない状況になってきていると感じております。

まず、本町においては、2月20日に川西町新型コロナウイルス対策本部を設置され、国・県からの要請により、学校の休校や施設の休館等の対応を行っておられるところでございます。竹村町長を初め、関係職員の皆様も大変苦慮されての決断であったろうと思います。

本町では、昨年の令和元年10月に、川西町業務継続計画の大規模災害編、いわゆるBCPを策定されました。こちらで想定されている大規模災害は地震と風水害となっており、感染症の爆発的な流行時における対策が明記されておられません。

そこで、今後、感染症対策に対する本町のBCPへの落とし込みはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、今後、本町職員が新型コロナウイルスに感染していたと判明した場合の想定はされているのか、お聞かせください。

次に、全国でマスク不足が問題になっており、購入が困難な状況になっております。本町の災害時備蓄品のリストにマスクがあると認識しており、このような状況下で、備蓄品のマスクの有効活用が必要であると思っておりますが、本町での方針をお聞かせください。

最後に、職員の働き方改革についてです。

今回の新型コロナウイルス感染防止のため、民間企業では在宅勤務の導入が進んでおります。平成30年3月議会の私の一般質問において、ICTを活用した業務の効率化、また、ICTを活用できる職員の人材育成を求めて議論をさせていただきましたが、その後2年経過いたしました現段階での取り組み内容をお聞かせください。

以上、御答弁、よろしく願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスについては、国内の複数地域において感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、感染の流行を早期に収束させるためには、集団が次の集団を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきであると言われております。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で重要な意味を持つとも言われているところでございます。

そこで、本町では、これらのことを踏まえ、2月20日に対策本部を立ち上げ、幹部職員の会議を重ねるなどして、情報の共有や感染防止、感染拡大防止の対応策を講じているところでございます。

まず、1つ目の御質問、疫病など感染症対策に対する本町のBCPへの落とし込みといたしましては、今後、住民生活への影響を最小限に抑えるという観点からも、BCPは必要不可欠であると考えております。しかしながら、本町のBCPにつきましては、本町に最も必要とされる風水害を想定し、策定しておりますことから、今回の新型コロ

ナウイルスを含む感染症におけるBCPにつきましては別に作成する必要があると考えられ、感染症等へのリスク特性をしっかりと把握し、それらが発生した際に人材や資材に制約がある状況下でも適切に業務が進められるよう、業務継続力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、町職員感染への想定といたしましては、大流行時には多数の職員も感染すると予想されるため、自宅待機を余儀なくされることもございます。さらに、同居家族などが感染すれば、その影響のため出勤できなくなる可能性もございます。また、今回の学校閉鎖により児童などが感染していなくてもケアをする保護者が必要となり、出勤できなくなるというマンパワーが不足する状況に陥ることも想定しなければならないと考えております。

そのようなことに陥らないための本町の取り組みといたしましては、全ての職員への感染予防啓発をしっかりと行い、マスクの着用、職員自身の健康管理及び衛生管理の徹底、施設への除菌対策など、感染の発生と拡大を防止するための職員の健康管理に努めているところでございます。しかしながら、感染症が疑われるような症状を呈した場合は、各所属長に報告し、速やかに休むなどの対応を行い、状況、結果については、総務課長への報告などの手順を定めており、職員の健康状況把握に努めてまいり所存でございます。

また、学校閉鎖による子どもを持つ職員への調査やその対応も行っており、その結果、勤務に影響が出る職員はない状況でございます。

次に、3つ目の御質問、災害備蓄品のマスクの有効活用といたしましては、現在、役場内の感染予防を考慮し、役場へお越しの際、マスクを着用されていない住民の方で、確定申告や各手続における相談業務など窓口対応で濃厚接触が危惧される場合や、本町で行う業務上必要な会議への参加者において未着用の方、また、受験生の対応として、マスクの準備ができない場合などにおいて、災害備蓄品のマスクを配布しているところでございます。

最後の御質問、ICTを活用した現段階での取り組み内容といたしまして、本町において通信技術を使って人とインターネット、人と人をつなげる技術として取り組みを行っております。

まず、この分野では、SNSであるフェイスブックを2016年から開始しており、現在は町内の各種情報発信や住民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用することが定着してきておりますことから、ICTを活用する技術も職員に少しずつ定着してきていると考えております。

また、業務の効率化へつなげるICT技術といたしましては、昨今、AIを活用したツールや、RPAと呼ばれる、ソフトウェアに組み込まれたロボットに処理手順を覚えさせ、業務を自動化するツールが注目を集めております。しかしながら、AIツールには価格帯にもさまざまなものがあり、高額なものでは、会議の音声から議事録を作成するものから、比較的安価なものには、ホームページ内の検索にAIを活用し、目的の記事のヒット率を上げて住民サービスの満足度を上げる取り組みを行っている事例もあり、

近隣団体では活用を開始しているところもあることから、今後、本町でも費用対効果などを見きわめながら、活用について考えていかなければならないと思っております。

RPAツールに関しましては、現状で数千万円規模の投資が必要となることから、すぐに活用・導入を進めるにはハードルが高いと考えており、まずは担当職員が奈良県電子自治体推進協議会で開催する研修や、ソフトウェアベンダー主催のセミナーなどを通じてRPAやAIに関する情報収集を行い、本町の業務への適用の可能性を検討している段階でございます。

限られた人員・財源の中でICT技術の知識を高め、業務の効率化へつなげる施策立案ができる人材を育成することは一筋縄ではいきませんが、継続して人材育成を行い、今後、クラウドでの基幹システムを共同利用しているNR7の各団体で共通した業務がクラウドを活用したRPAとして共同活用することで経費を軽減しつつ、業務が効率化できるような取り組みにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 福西広理君。

7番議員（福西広理君） まず、感染症対策に対するBCPへの落とし込みに関しましては、別に作成する必要があると御答弁いただきましたので、今後十分に検討いただき、既に作成済みの川西町BCPの改善も含めまして進めていただくことをお願いいたします。

次に、本町職員の方への感染の想定ですが、マンパワーの不足の懸念もされ、感染予防に力を入れていただいているということですが、私が申し上げたいのは、職員への感染が発生した場合はどのようにするかという想定はしておられるのかということで、行政機関は住民の生活に必要な最低限のサービスは提供し続けなければならないので、停止できない業務と停止しても問題が少ない業務を事前に把握して、どのように対処するかを想定しておく必要があると思うのですが、この点に関しましてどのようなお考えなのかを再度お伺いいたします。

続きまして、備蓄品のマスクの活用についてですが、来庁者と受験生への配布と伺いました。受験シーズンも間もなく終了となりますが、受験生に対してはどのような方法で周知し、配布を行っておられるのかをお伺いします。

また、町職員の方でマスクを着用されていない方が、少数ですが、まだ見受けられます。本町庁舎内でのクラスター感染は絶対に避けたいところで、住民サービスを継続するためにも、職員へのマスクの着用義務と備蓄マスクの配布を早急に行うべきと考えます。本町における備蓄マスクの数量は2万枚あると聞いておりますので、1日100枚を職員や来庁者に配っても、200日分はあるということになりますので、その点に関しましてはどのようにお考えかをお聞かせください。

最後に、ICTを活用した業務の効率化についてですが、情報発信ツールとしてフェイスブックを2016年から始めておられるということですが、現在、2016年と比較しますと、フェイスブック利用者は激減しており、情報発信力は減少しています。全く無意味であるとは思いませんが、それ以外にも活用できるツールが多く出てきておりますので、新しいツールや技術にもしっかりとアンテナを張り、あらゆる方法で正確な

情報をスピーディーに発信できるよう努めていただきたく思います。

また、業務の効率化についてですが、システムの構築やハード面での導入に多額な費用がかかるというのはおっしゃるとおりだと思いますが、既に導入されているのに活用し切れていないものがあったり、お金をかけなくても利用できるツールを活用し切れていないと、個人的には感じております。私も40歳代に突入し、新しい技術になかなかついていけないという場面が増えてきております。やはり20歳代、30歳代の若手職員の方では、ICTやAIの分野に長けている方もおられ、そのような技術への適応能力も高いと思います。

若手職員にそのような分野を任せ、活用方法を模索して業務改善に努めなければならないと思いますが、その点に関しまして町長のお考えをお伺いします。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） まず、BCPに関しましては、感染症のケースについては現在ございませんので、別途作成すると先ほど申し上げたとおりでございますが、現状におきましては、既にあるものを準用いたしまして、臨機応変に対応していきたいと考えております。

次に、職員が感染した場合の対応ということでございますが、先日、ある地域の役所で感染者が出て、役所が閉鎖されたという話がございます。本町におきましても、仮に発生した場合は、消毒などの作業で一時的に閉鎖が必要かと考えておりますが、そういった場合でも、確認しましたところ、例えば保健センターにおいては、住民票などの発行業務が可能だということでございますので、一時的に役所を閉鎖したとしても、そちらで対応できるのであれば対応していきたいと思っております。その中で、最低限必要な業務といたしましては、今申し上げたとおり、住民票や印鑑証明書などの発行業務があると考えておりますし、もう少し枠を広げれば、福祉部局などは最低限継続していかなければならないと考えておりますので、それ以外の部局の職員については、応援に回るなど、体制を構築していきたいと考えております。

次に、マスクでございますが、まず、受験生のマスクにつきましては、現在、中学3年生の高校受験をする生徒に対しまして配布している状況でございます。そして、町職員でマスクを着用していない者もいる、また、備蓄用マスクの配布についてどのように考えているかということでございますが、現状、備蓄マスクは保健センターのほうで確保しておりますけれども、入手が非常に困難な状況で、いつ、どのようなタイミングで役場のほうで手に入るのか不明な状況でございます。最低限ということで、先ほど申し上げたとおり、来庁者でマスクをしていない方々に配布しておりますが、職員に関しましては、一義的には自分たちで入手していただきたいと。備蓄マスクについては、いざというときの住民用に確保していきたいと考えております。

実際、突発的に必要になるケースもあると考えております。ぬくもりの郷において、デイサービス、またグループホームを利用されている方に今現在配布している状況でございますが、こういった形で必要になるかわかりませんので、いざというときにとって

おきたいと考えておりますし、仮に4月から学校が再開されたときにどうするのかということも考えると、今ここで職員に配ることはどうかと、ちょっと今、躊躇しているような状況でございます。

最後に、ICTに関する件でございますが、議員がおっしゃるとおり、日々変わります新しいツールや技術にもしっかりとアンテナを張りながら、今後も迅速な情報発信に努めてまいりたいと考えておりますし、また、限られた人員や財源の中で継続したシステムの有効利用の検討や人材育成を行いながら、事務効率化の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 福西広理君。

7番議員（福西広理君） ありがとうございます。

まず、マスクの活用の件ですけれども、あす3月11日が公立高校の入試の日となっております。もう少し早い段階で受験生へのマスクの配布を行えたのではないかと思いますので、これからはもうちょっと早期の対応をお願いしたいと思います。

また、職員へのマスクの配布については少しためらっておられるということで、住民への配布ということを考えておられるということですが、やはり住民サービスを継続していくために、職員がかかってしまえば、先ほど御答弁ありましたが、ほとんどの業務が停止せざるを得ないという状況になってしまいかねませんので、やはり誰もが感染者である可能性というのが、もうこの状況では出てきておりますので、職員全員に着用義務と、もしない場合にマスクの配布というのを御検討していただきたいと思っております。

時間もなくなりました。今回の新型コロナウイルス感染症に対する対策は、日本において、また本町にとっても初めての体験となります。今後も難しい決断を迫られる場面が多々出てくると思います。そこで求められるのは、住民への正しい情報の迅速な発信、そして、根拠のある決断であると思います。今後起こり得る状況をできる限り想定した上で、住民の不安をあおるような過度な対策を行わないということも踏まえまして、適切な対策をなされることを願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（伊藤彰夫君） 次に、12番 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。議長の許可を得ましたので、前の質問者に続いて質問いたします。

今般は、新型肺炎への対応と、これまでの議論の積み重ねにおける今後の課題についてお伺いするものであります。

まず、新型コロナウイルスに関してであります。今般、突然の国からの要請等を受けまして、本町でもにわかにその対応に追われることとなりましたが、町長を初め職員各位の努力には敬意を表する次第であります。

当座の対応は落ち着きつつある中、今後も逐次出現する事柄に応じて対処する旨、伺っておりますが、今後の見通し並びに計画的な取り組みの状況、また、対応措置解除の

時期等々、そうした方向性について現時点での状況をお示しいただきたいと存じます。

また、事態に対応する中、当面の危惧する点や問題点に関して現在感じておられる点がありましたら、町長の率直な見解をお聞かせいたしましたけたらと存じます。

次に、議論の渦中にある問題についてお伺いいたします。

町長就任後の取り組みとしまして、ハード面では駅前や工業団地の整備が進展し、ソフト面では、子育て支援のネウボラの取り組みを初め、子ども医療費の現物給付化などの福祉医療の拡充、小学校入学時の制服支給、普通教室へのクーラー設置、新年度では、学童保育の受け入れに向けたキャパシティの確保、子どもの聴覚障害支援や病児保育の確保等々、住民生活の向上に資する取り組み強化が図られているところであります。

については、議論を重ねているところの学校給食の無償化、中学入学時の制服支給、国保等における子どもの均等割廃止や住民税非課税者への負担軽減、加齢に伴う聴覚障害者への対応等々に関して、これまでのところ、議論は平行線ではありますが、一連の流れとしましては、一つ一つの問題に関して議会等の議論を経て、本町のさまざまな施策として、当初なかったものが現在では制度化されてきているものが多々ありますので、これらが経緯であります。さすれば、将来、目下議論の渦中にある問題の制度化の可能性もゼロではありませんし、そもそもこれらの制度化は決して住民要求に反するものでもありません。

町長は、これら一連の取り組みの今後の見通しをいかにお持ちか、取り組むべき課題として町長の念頭に置かれているのか、その辺のところ、率直な御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス対策についてでございます。

既にホームページなどで御連絡させていただいている内容ではございますが、令和2年2月20日に川西町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対策を協議いたしております。当座の計画的な取り組み状況といたしましては、3月2日より3月24日の終業式までの間、幼稚園は休園、川西小学校、式下中学校は休校といたしております。ただし、幼稚園の預かり保育については、幼稚園教諭と特別支援員による受け入れ体制が整いましたので、対象者を2号認定に限定した上で、3月5日より再開いたしております。

コスモスホール、けやきホール、文化会館などにおける貸し館、図書館についても、3月2日より3月31日まで貸し館中止や休館措置をとっております。ふれあいセンター、両子どもセンターについても休館といたしております。

学童保育所は、長期休暇体制として朝から運営しております。学童保育の指導員の不足に対応するため、緊急措置として、子育て支援センターの職員が連携して運営を行っております。また、教育委員会と川西小学校の協力を得て、小学校の図書室も学童保育に利用し、少しでも児童を分散することで感染予防に努めております。

次に、基本的な町内事業や施設の取り扱いといたしまして、1カ月間の町主催行事については延期または中止とする。ただし、明確な目的があり、対象が限られている会議などは実施するが、開催の場合も感染症対策を徹底する。おおむね1カ月間、町内で開催される町以外が主催する行事、イベントに対しては、幼稚園、小学校、中学校を臨時休校せざるを得ない緊急事態である中、主催者に対して開催の必要性を改めて見直すことを促し、延期または中止を要請することといたしております。

情報伝達については、防災行政無線またはホームページなどで住民向けに周知いたしております。

今後の見通し、対応措置解除時期などにつきましては、現在、本町としての方向性や問題点を報告できる状況にはございません。なお、学校・園につきましては、春季休業期間に入ります。卒業式・卒園式につきましては、規模を縮小して実施する予定でございます。

また、情勢が時々刻々と変化する中で、確かな情報を冷静に判断しながら、子どもたちの健康を第一に考えた上で、少人数での登校、とりわけテスト返却や進路に係る文書配布の日を設定しているところでございます。

国や県からの情報を注視し、必要なとき、川西町新型コロナウイルス感染症対策本部で随時対策を決定してまいります。

次に、議論渦中の諸政策についてでございます。

まず、教育委員会関係から申し上げますと、給食費の無償化について、昨年9月の委員会で芝議員より、「給食費の手だてとして、多子減免等の減免導入について」との質問があり、そこで、「まず家計において子どもを優先して考えていただき、その中で材料費分のみとなっている給食費の負担をお願いしたい。この件については、子ども・子育て支援として総合的に取り組んでいきたいと考えている。また、給食費については、要保護・準要保護制度により対応もしているが、制度に乗るか乗らないかのぎりぎりの境目の子どもについては憂慮しているところでもある」との回答をいたしております。

また、中学入学時の制服支給についても、昨年9月の委員会で芝議員より、「式中入学生への制服支給について、町長との議論は平行線であるが、組合構成町の首長同士の話し合いは既にあったのか」との質問があり、そこで、「組合構成町の首長同士の話し合いは今のところはない。話し合いのプロセスとしては、まず給食費の公会計化を最初に取り組みたいと考えている」と回答しており、現時点での支給は考えておりません。

次に、国保等における子どもの均等割廃止や住民税非課税者への負担軽減に関してですが、これにつきましても、従前から申し上げているとおり、国保等における子どもの均等割廃止ということについては、県のほうから「子どもの均等割を町独自で減免することは、地方税法703条の4に規定されているものと異なることから、適切ではない」との回答も得ているところでございます。

また、従前から議員がお述べの18歳未満の被保険者のいる世帯であることのみをもって、法令に準拠しない町独自の判断で一律に減免を行うことは、国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めるものであることを踏まえると、適切ではないと考えて

おります。

次に、住民税非課税世帯への負担軽減ということでは、地方税法の規定に基づいて保険税を計算し、賦課しています。そこで、低所得者世帯の応益に関する負担軽減として、地方税法施行令第56条の89に基づく軽減措置を行っており、制度改正の中で、年々その拡充が進められている状況でございます。このことから、制度的に見ても、低所得者層への配慮がなされているものと認識しております。

次に、聴覚障害につきましては、介護予防、高齢者の引きこもりの観点からは有効な対策の一つであると考えますが、他法の助成制度との調整や機種選定、専門的な判断などについて奈良県下統一の明確な基準を設け、県事業での実施がよいと考えております。県に対しましては要望を上げながら、また今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） まず、コロナウイルスの関連についてであります。特に、学校が全国一律休業ということに今般相なりました。それは、この議会でのこれまでの議論の中でも、住民の安全、子どもの安全、そういうふうなことが考えられての実施であります。全国一律休業、学校が休校になるというのは、私の経験上では――全然時間が足りませんが、58年間の経験上では初めてのことであります。この辺、現場の先生も突然のことで大変混乱されたり、職員の皆さんも同等やと思うんですけども、先だつての国会で、要請をした首相が、この決断には科学的根拠はなかった、政治判断だったというふうに国会でも答弁されています。

私は町として休校することに異論は全くありませんが、全国一律に突然休校するという判断、町長はこれが正しい判断だったと思うかどうか、その点、町長の率直な御所見はいかがですか。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 全国一斉休校を国が要請した時点においては、まだ全国的に感染が拡大していない状況だったと思っておりますが、現段階においては、ほぼ全ての都道府県において感染者が発生し、また、感染者数も増加していることに鑑みますと、全国一斉休校に関しまして、感染者拡大防止の観点からはそういった判断もよかったのではないかなと考えております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 結果として功を奏している、こういうことであったかと思えます。

学校というのは、ある意味、子どもの生活の場でもありますし、いろんな意味で一つのシェルターになっているというふうに思います。そこには給食もありますし、これまでの誰かのやり取りの中でもありましたけれども、要保護・準要保護の子どもさんへの給食の支給もされていますので、いろんな意味で一つのシェルターになっていると思うんですけども、今般、それが休校になって、その対応はなくなってしまったというこ

とになります。

学校休校に関しては、学校保健安全法が設置されていまして、それに基づいて学校設置者である市町村が権限を持っているということでもありますので、今般は、基本的な流れは国からの要請に基づいてのことですけれども、結果として功を奏しているということではありますが、やっぱり設置者がどうするかを決めるというのがあくまでも主体ということになりますから、それに応じて、起こっているような不測の事態について、やっぱり町としては臨機応変に対応していくことが必要だというふうに思いますが、その辺の手だてについて、町として取り組む意思というのは、町長自身はいかがでしょうか。

具体的な話で言えば、要保護・準要保護の給食が出ていますけれども、それが結局うちでやってもらわんなんという話になります。ただし、要保護・準要保護というのは、制度を利用してはる家庭でありますので、それはそれで不測の事態で困ってはるということですので、そういった状況も含めて、不測の事態をフォローして、本来は町で打てる手だては打っているわけですから、それは独自の判断で打ちますか。臨機応変に対応しますかということです。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 今回の学校の休校に関しまして、本来であれば共働き家庭とかであって子どもを預ける先がないということにつきまして、今回、朝から夕方まで一日お預かりする学童保育をあけるというような対応という形で臨機応変の対応をさせていただいたところでございます。

そして、芝議員がおっしゃる、本来であれば学校があいているときに給食を提供できたものの、給食が提供できなくなった。それに関しまして、いわゆる低所得世帯の子どもについては、一日の食事の中で給食が最後のとりでになるのではないかというような意味合いでおっしゃったんだとは思いますが、本来、食事に関しましては、従来から申し上げておりますとおり、各家庭で負担すべきものでございますので、今回、学校休校によりまして給食も提供できないことに関しましてはやむを得ないとは思いますが、各家庭で対応していただきたいと考えておる次第でございます。

議長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） このウイルス感染の件で言いますと、学校休校に伴って、パートの皆さんとか、保護者さんのほうで休まざるを得ないという状況や、あるいは国からは企業に対して従業員の休みをきちんと確保するようにと。その分については、そういうことをした企業に対しては国として手だてすると、そういった措置が今般、臨機応変にいろいろとられています。

給食で言えば、調理員さんは日々雇用、バイトで来ていただいている方もおられますけれども、基本的にとまっていますので、現時点では、ごめんなさいねということになっていますが、こちら辺、本来ですとそこに仕事があったわけですから、その辺の補償は、国に準じて同じような考え方で一定の補償というのは町として持つ考えはいかがでありますでしょうか。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 基本的に、我々公務員は税金でもって給与を得ているわけですので、不要不急、必要でない部署で、例えば業務がなくなった場合につきましては、業務に応じて給与を支払う、支払わないという対応が必要ではないのかなと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 普通の状態、一般のときでしたら、全く町長のお示しのおりだと思えますけれども、今般は不測の事態の中で生じた突然の出来事ということから、国の臨機応変の対応もあることやと思えますので、その辺は加味されたらと思えます。

あと、議論が平行線の問題でありますけれども、いずれにしても、こういった子どもの医療費の問題ですとか住民税非課税者の問題なんかで言いますと、特に医療保険の場合は、普通の民間の保険とは違いまして、社会保障という現在の社会の制度の中で実施されている保険でありますので、そういう保険で所得税的には非課税となっても、医療保険税的には賦課すると。幾ら軽減措置が働いていても賦課するということは、そこは制度上の大きな矛盾でありますので、やっぱりその辺は改善をしていくという自治体の取り組みが制度そのものを動かしていくことにもなります。そこら辺は、町長とのこれまでのやり取りでは、制度改善に向けて町としてもしっかり取り組んでいくという意向の話は伺えず、現行制度上は問題ありませんと、一言で言えばそういうことでの結論ということになってはいますが、自治体の首長としては、やっぱり住民さんの生活をいかに向上し、応援していくかということに尽きると存じますので、そこら辺、制度に問題がある以上は、やっぱり改善に向けた取り組みをするべきということを申し上げまして、質問を終わります。時間を過ぎまして申しわけありません。

その点、町長の御所見をお聞かせください。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 保険料に関しましては、本町では国民健康保険税というような言い方ではございますが、基本的に保険でございます。利用に応じて負担をしなければいけないと考えておりますし、また、制度を持続させていくためには、ある一定程度の負担は必要なのかなと考えております。

これに関しましては、国のほうで持続可能な形で制度設計をされると考えておりますので、国の対応に準じてといたしますか、従ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分についてより、議案第26号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についてまでの承認案件1件、議案26件について一括議題といたします。

去る9日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。総括質疑通告により、7番 福西広理君。

7番議員（福西広理君） それでは、一般質問に引き続き、3点質問させていただきます。

まず1点目、令和2年度一般会計予算において、これまで本町において取り組んできた地方創生関連予算が大幅に削減されている理由は何なのか、お示してください。

2点目、小学校教育において、令和2年度からキャリアパスポートの導入が始まります。また、1人1台のパソコンの導入が今年度の補正予算にも計上され、4月から始まるプログラミング教育の必須化と、社会の変化に応じて、令和2年度は学校教育環境も大きく変化しようとしていると感じます。

そこで、本町教育現場において、これらの変化にどのように取り組んで行かれるのか、また、これらの取り組みの目標・目的をお示してください。

3点目、議案第24号、中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結についてです。

これは、川西町中央体育館アリーナの雨漏り対策が必要なための追加工事でありますが、雨漏り対策以外の避難所対策工事は全て終了しております。別途事業として工事を入札・発注せずに、今回の工事に追加とした理由を明確にお答え願います。

以上、3点の御答弁をよろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 喜多課長。

総合政策課長（喜多 勲君） 福西議員の質問のうち、私からは、地方創生関連予算が大幅に削減されている理由についてお答えさせていただきます。

結論から言いますと、令和2年度におきます地方創生事業については、オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業を行います。そのため、予算科目の地方創生推進交付金事業を減額し、かわりに教育費の保健体育総務費に計上しております。

川西町では、人口減少に歯どめをかけ、活力ある川西町を維持する地方創生として、ハード、ソフトの両面から取り組んでおります。唐院工業団地の拡幅や結崎駅周辺整備事業といったハード事業、そして、地方創生推進交付金事業のようなソフト事業です。

御指摘の地方創生推進交付金事業では、川西町の魅力発信と認知度の向上と川西町に住むことに対する愛着や誇りの醸成をテーマに、これまで取り組んでまいりました。今回のホストタウン事業につきましても、この2つのテーマに沿った内容であるため、従来の地方創生推進交付金事業の代替えといたしまして実施するところでございます。オリンピック・パラリンピックは世界的なイベントですので、自分の住むまちがこれに携わることで、川西町に対する愛着や誇りを強く感じてもらえることと考えられます。また、ホストタウン川西町として、相手国以外にも県内外への認知度が向上することが期待でき、地方創生の絶好の機会と考えております。

このことから、令和2年度は、地方創生事業としてホストタウン事業に注力させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和君） 福西議員の御質問の中の「これからの小学校教育の方向性について」ということで、私からお答えさせていただきたいと思っております。

これからの学校教育においては、3つの大きな視点があります。

1つは、尊重、リスペクトです。自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することを大切にします。2つ目には、共同、コラボレーションです。多様な人々との対話と、ともに問題解決していく営みを大切にします。そして、3つ目には、持続可能、サステイナブルです。持続可能な社会のつくり手を育て、質の高い教育を目指します。

これらの視点を大切に、私は、次の3つの教育力を高めていきたいと考えています。まずは、思いやりのある優しい子を育てるということ、2番目には、未来を切り開くICT活用能力を高めるということ、3番目には、グローバル社会を生きる言語活用能力を高めるということです。

令和2年度は、小学校において新学習指導要領が全面実施となります。主体的・対話的で深い学びを実現する授業が展開されていきます。ここ川西町におきましても、学校、家庭、地域社会が一つのチームとして連携・協働し、子どもたちのあすと社会の未来のために、質の高い教育を展開してまいります。

議員御指摘のキャリアパスポートの導入におきましては、新学習指導要領の総則に、「児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことかできるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明示しております。

さらに、この特別活動の内容として、「学校、家庭、地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと」としました。その際、「児童生徒は、活動を記録し、蓄積する教材等を活用すること」と定めています。小学校から高等学校までの特別活動を初めとしたキャリア教育にかかわる活動について、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ的な教材として、キャリアパスポートを令和2年4月から全ての児童生徒が活用するものであり、今般、それに必要なファイルや保管庫を整備していく計画を立てております。

一方、1人1台環境のパソコンの導入や校内高速LANの整備を目的としたGIGAスクール構想は、ソサエティー5.0時代を生きる子どもたちに、教育におけるICT化を基盤とした先端技術等の効果的な活用力を高める近未来社会実現の構想です。先般の経済協力開発機構のOECDにおける生徒の学習到達度調査、いわゆるPISA2018年調査の読解力においては、既存の問題72問にコンピュータ使用型調査用に開発された新規問題173問を加えて、245問の出題となりました。従来の筆記型プリント読解力からデジタル読解力を問われることとなり、日本の被験者となった15歳の子どもたちは、世界の上位層から順位を落とす結果となりました。日本における学校ICT環境整備は、先進国の中で立ちおくれの傾向にあり、自治体間格差も大きい現実があります。

これらことから、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整

備が急務となっているため、国の示すスケジュールに基づき、本町においても着実な取り組みを進めていきたいと考えております。

また、小学校におけるプログラミング教育の狙いは、1、プログラミング的思考を育むこと、2、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気づき、コンピュータ等を上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、3、各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとするための3つです。

コンピュータをより適切・効果的に活用していくためには、その仕組みを知ることが重要です。コンピュータは、人が命令を与えることによって動作します。端的に言えば、この命令がプログラムであり、命令を与えることがプログラミングです。プログラミングによってコンピュータに自分が求める動作をさせることができるとともに、コンピュータの仕組みの一端をうかがい知ることができるので、コンピュータが魔法の箱ではなくなり、より主体的に活用することにつながります。

小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を行うこととしています。ここでつけたい力のプログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力としています。このプログラミング教育の必修化は、あくまで既存の教科や総合的な学習の時間、クラブ活動の中でプログラミング的思考を養うというものです。

以上のように、新学習指導要領に基づき、教職員の資質向上と未来を指向する学校現場の環境、基盤、体制づくりを力強く進めていきたいと考えておりますので、皆様方の御支援と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 奥事務局長。

教育委員会事務局長（奥 隆至君） 3点目の御質問、「議案第24号、中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結について」を、私から御回答させていただきます。

当該工事につきましては、中央体育館の避難所としての機能を充実するため、改修工事として整備をしております。また、昨年7月29日付で川西スポーツクラブ側より、川西町体育施設改善における協議開催お願い文書が発出されました。アリーナ天井部分における雨漏りの頻度が高くなり、箇所も毎回変わるとの現状報告と要望が出されております。喫緊の課題として改めて認識をさせていただき、中央体育館避難所対策整備工事発注後の工期中において、アリーナの雨漏りに対する調査を行ったところでございます。

この雨漏りにつきましては、平成21年ごろ修理を行っており、その状況を確認するため、工事期間中に調査をし、緊急に修理が必要と判断し、議会の議決を経て、今年の

梅雨時期からの災害発生時期までに整備を完了したいと思っております。

この整備工事は、緊急防災・減災事業債が適用されておりまして、今回の工事に変更で追加発注することにより、一般財源の投入が少なく済むこと、新たに雨漏り調査を行うより、今工期内に雨漏り調査を行うことにより、設計・調査費用の縮減となること、工事費用についても、新たな工事として発注することにより工事費用における経費が多く発生することなど、経費面についても縮減できると判断いたしました。

また、この整備工事については、発注方式が、主たる工事が電気設備工事として条件付きの一般競争入札で発注しております。今回、変更契約を上程しておりますが、当初の発注どおり、主たる工事は電気設備工事になることは間違いありません。新年度に予算計上し、調査・設計すれば、夏場の災害発生想定時期を考慮し、秋以降の発注となるため、工事完了時期がもう1年程度遅くなる見込みであることなど、総合的に考慮した上で変更契約をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤彰夫君） 福西広理君。

7番議員（福西広理君） ありがとうございます。

まず、今年度、令和元年度の地方創生事業の中に、シビックプライドの醸成として、川西こども課の創設や、今回コロナウイルスの対策で3回目中止となってしまいましたが、川西マルシェの開催も行ってきました。

これらの地方創生関連の事業は、住民が自発的に行っていただくのが最も大事なことであると思っておりますし、住民さん自らが行動することが川西町の真の活性化につながると認識しております。本年度に行われた事業は、まずは行政主体でイベントを行い、住民さんが自ら行動してもらえるようなきっかけをつくるための事業であったと思っております。しかし、このような事業は1年で成就できるものではなく、少なくとも3年程度は継続し、毎年改善と検証を繰り返し、効果が見えた段階で地域住民の手に委ねるべきと考えます。

御答弁の中で、オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業に注力するために地方創生のソフト事業を行わないというのは、今年度まで本町で行ってきた地方創生事業の効果を無にしてしまい、また、これまでかかわってきてくださった地域住民や出展者の皆様の努力や気持ちをも無にしてしまうと思っております。ホストタウン事業に今年度は注力したいということですが、単発のイベントに注力するよりも、継続したまちの活性化に向けた事業を行っていただきたいと思っております。

そこで、今回のホストタウン事業を行うにしても、川西こども課や川西マルシェを同時開催し、これまで行ってきた事業を有効に活用すべきと考えますが、その点について町長のお考えをお伺いします。

次に、小学校教育についてですが、教育長より、尊重、共同、持続可能という3つの観点から熱いお話をいただきまして、子どもたちのあすと未来のために質の高い教育を展開していくという思いをお聞かせいただきました。今後の川西町小学校教育の向上に期待をいたします。

また、パソコンの導入やプログラミング教育においては、新学習指導要領に基づき、

来年度から本格始動となりますが、これまでこのような指導をしたことのない教員の方が大多数であると思います。現在、この対応に追われていると思います。そんな中で、それぞれの教員の方が新しいものに取り組む姿勢において、やはり温度差というものがある程度出てくると推測できます。全ての児童がどの先生のもとでも同じような教育を受けられるように、教職員一丸となって、新学習指導要領に対応できる環境整備、または職場の仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、中央体育館の雨漏り補修工事についてです。

昨年7月29日付で川西スポーツクラブ側より文書が出されたことと御答弁がありました。まず、平成21年に雨漏り改修工事を行った後も雨漏りが直っていなかったという事実、また、平成27年7月にも当該クラブより雨漏り対策の要望書を提出しておられます。私としても、雨漏り対策の工事は早急に行わなければならない、必要な工事であると認識しておりますが、なぜ当初の避難所対策工事に雨漏り対策工事が入っていなかったのかをお聞かせください。

また、費用面と工期についてですが、メリットが緊防債の適用と設計・調査費用の縮減ということですが、令和2年度の予算に組み込んで新しい事業として取り組むことで、緊防債の活用ができなくなるのでしょうか。また、現段階で雨漏り調査は終了しており、工事現場の足場も全て撤去されている現状です。令和2年度の当初予算に新たな事業として雨漏り対策工事を計上した場合と、今回上程されている追加工事で3月議会での承認を得てから工事を行う場合と、工期の日程的には何ら変わりはないと思いますが、その点に関しても住民の皆様も納得のいくような説明を再度求めます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、私から、地方創生事業に関する再質問にお答えさせていただきます。

オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業を行うにしても、これまでの地方創生事業として取り組んできました川西こども課やマルシェについても継続して実施することも必要ではないかとの趣旨と理解いたしましたが、まず、ホストタウン事業については、これまで取り組んでまいりました地方創生事業のテーマ、「川西町の魅力発信と認知度向上」と「川西町に住むことに対する愛着や誇りの醸成」に沿った内容でございまして、地方創生としての効果が大きく期待できる絶好の機会であることから、令和2年度にはこれに注力させていただきたいことを御理解願いたいと思います。

ただ、福西議員のおっしゃるとおり、地方創生事業は住民が自発的に行っていくことが最も大事なことでございますが、一方で、それが定着するまで、また効果が出るまで継続して実施することも必要であるのは理解いたします。

そこで、川西こども課につきましては、ホストタウン事業の中で、これまでの取り組みを生かした活動の場を設ける予定をしております。

一方、マルシェにつきましては、これまで県の補助金を活用して実施しているところ

でございますが、令和2年度も同様に県補助金が予定されているとのことでございますので、その募集に合わせて予算化し、実施することも検討しております。

このことから、来年度におきましては、ホストタウン事業を地方創生の主軸として注力しつつ、これまでの地方創生事業の取り組みは継続して実施されていくものと認識しておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 奥事務局長。

教育委員会事務局長（奥 隆至君） それでは、中央体育館の再質問の件でございますが、雨漏り修理につきましては平成21年に行っており、工事竣工後10年程度しか経過していないため、結露もしくは暴風により吹き上げた雨水が侵入し、雨漏りにつながるのではないかと想定をいたしておりました。平成27年7月にも要望を出されておりますが、平成28年度に予算化をできていなかったことは、まことに申しわけなく、陳謝いたします。

委員会といたしましても、雨漏りに対する要望につきましては、新規に調査費用を計上し、足場を立てて確認するよりも、今回の工事の際に確認することで経費を削減しようと考えていたため、当初の工事に含めることは考えておりませんでした。

先ほどの答弁にもございましたように、昨年7月29日付で川西スポーツクラブ側より川西町体育施設改善における協議開催文書が発出されておりますので、アリーナ天井部分における雨漏りの頻度が上がり、箇所も毎回変わるとの現状報告と要望が出されております。喫緊の課題として改めて認識をさせていただいた上で、今回の工事期間中に確認をしなければならない思いでございました。

また、避難所対策工事においても、工期が6カ月という期間の中で、所期の目的である避難所対策工事竣工を工期内におさめることを優先したため、雨漏りにおける調査がおくれ、結果、令和2年度当初予算に計上することはできませんでした。その状況を確認し、全体的にシール補修の工事が必要と判断をいたし、今年の梅雨時期からの災害発生想定時期までに整備の完了を早期に終了したいということで、今回の追加工事とさせていただきます。

なお、令和2年度に設計委託を発注し、業務完了後、別工事として発注した場合、夏から秋にかけて災害発生時期の工事発注を避けるため、秋以降の発注となり、工事竣工については令和3年度になる見込みとなります。

また、議員御指摘のとおり、緊防債につきましては、次年度以降においても活用できると聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 次に、12番 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、新年度の一般会計と国保、介護保険の予算について若干お伺いをいたします。

一般会計の福祉医療についてですが、就学前までの現物給付への施策の拡充によりまして、実施前に比べて1.2倍の見通しでの予算化がなされております。この子どもの範疇に胎児を含めることで、母体を対象としたそういう取り組みへと発展させていかない

かという問題と、それから、国保証の付与が18歳まで行われておりますので、福祉医療の対象年齢も国保証と同様に18歳まで年齢を引き上げないかということについて、その後の進展、方向性がどうなっているかについてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、児童措置費についてであります。

病児保育の方向性についてこれまで議論を重ねてまいりましたが、その中で、実施可能な施設数に限りがあるので、調査エリアを広げるなど、事業の実施に向けて検討する旨、聞いておりました。その後、この点についても方向性、進捗状況はどうなっているか、お聞かせいただきたいと存じます。

それから、放課後児童対策についてであります。

先ほどの一般質問でもありましたけれども、学童保育の対象年齢が、制度上は基本6年生までということになっております。その中、新年度は受け入れ強化に向けまして整備を進めてもらっているところですし、定員増に向けても工面をしてもらっているところではありますが、今後、制度上6年生までが対象ということでありまますので、それに即した対応が必要と考えますが、その辺の方策についてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、国民健康保険並びに後期高齢者医療保険についてであります。これも議論を経てきている問題であります。重ねてお伺いをいたします。

これらの負担軽減について、これまで、住民税非課税者においても保険料が賦課される仕組みに関して、受益者負担はやむなしとの町長の御答弁であります。状況を見ますと、確かに法定軽減は実施されていますけれども、国保で6割、後期高齢者医療保険では7割がこの軽減対象となっていますので、ここに住民税非課税者も含めて、それらの方が含まれているということになります。民間の保険と社会保障である医療保険を一緒にして論ずるということは、私はできないものと思いますし、受益者負担はストレートには働かないものとする次第であります。

令和3年に県で統一化された国保が、令和3年には減免の統一化、そして令和6年には保険料の県一本化という流れにありますので、それでいきますと、本町の保険料そのものはおおむね2割増しということが試算されておりますので、やはりこういった保険料そのものが膨らんでいく中にあるのは、底辺に対しての負担はより一層厳しくなってくるという状況にあります。したがって、ここに、何もせずに見ているだけで済むのかどうかという問題が鋭く問われていると存じます。

住民自治の本旨に基づいて、子どもの均等割の免除も含め、軽減策を手がけることについての方策を改めてお聞かせいただきたいと存じます。

介護保険についてであります。

今般、地域密着型サービスの事業展開が予算化されることとなりまして、今期の事業計画の最終年度でそれらの整備が整うということになりました。実質サービスの供給は次年度からということにならざるを得ない模様でありますけれども、その辺、この地域密着型の事業展開、サービスの見通しについてお伺いをいたします。

また、今年は次期事業計画に向けて、その作業策定の年に当たりますけれども、7期の事業計画で言えば、大体収支はとんとんか若干の不足ということでお伺いしてござ

すが、一連の状況からしますと、次期計画における保険料はどの程度見込まれるのか、その辺の見通しについてお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 大西課長。

住民保険課長（大西成弘君） それでは、芝議員の質問にお答えいたします。私からは、住民保険課所管である令和2年度一般会計予算についての福祉医療費と、令和2年度国民健康保険及び後期高齢者医療予算についての2つの質問にお答えいたします。

まず、福祉医療費についてお答えいたします。

福祉医療費助成事業において、議員仰せの妊産婦の方への医療費助成や子ども医療費助成対象者の拡充などについては、従前から申し上げているとおり、昨年8月診療分から未就学児の医療費助成について現物給付化としたところであり、当面は県の基準に準じて助成事業を進めていきながら、国、県及び近隣市町村の動向も注視しつつ、実施につきましては、今後も引き続き課題として調査・研究を行っていきたいと考えています。

そこで、仮に18歳以下を子ども医療費助成の対象者とする、新たに年間約280万円の財源が必要になると試算しており、それ以外にもシステム改修費用も必要となってきます。したがって、今後子ども医療費助成の拡充や妊産婦の方への医療費助成につきましては、機会があれば県のほうに意見を述べていきたいと考えています。

続きまして、国民健康保険及び後期高齢者医療予算についてお答えいたします。

議員が仰せのとおり、平成30年度に県が示している国保運営方針をもとに試算した推計で考えますと、令和6年度の保険料水準を統一する時点では、本町において1人当たりの保険料水準を2割程度増加させる必要があるとの試算結果が出ています。しかし、令和3年度の国保運営方針の中間見直し時点におきまして、医療費の伸びをどの程度に見込むのか、県の試算結果が示されていない状況ではありますが、平成30年度に見込んでいた医療費の伸びよりも大きくなれば、2割以上の伸びということになります。

本町の1人当たりの医療費を見ましても、やはり高齢化や高度医療が要因となり、増加傾向にあります。そこで、医療費を抑制するために、特定健診を初めとする保健事業が大きな役割を果たすものと考えており、町としてもより一層の推進を図っていきたくと考えております。

また、この保健事業についても、今後は県の統一事業として県が設置している国保事務支援センターで、効果的な施策については県で統一した事業として実施される方向であります。

保険料の収納における県全体の取り組みとしましては、アドバイザー派遣やコールセンター業務が既に実施されており、本町におきましても、昨年度からコールセンターを利用し、収納率の向上に努めているところでございます。

議員が仰せの子どもの均等割の免除につきましては、先ほど一般質問で町長から御答弁されましたとおり、町独自の判断で一律に減免などを行うことは、他の加入者に一定の負担を強いることになることから、各市町村が単独で実施するものではなく、国が制度改正を行った上で、全国一斉に実施する取り組みであると認識しています。

私からは以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 吉岡課長。

健康福祉課長（吉岡秀樹君） 続きまして、私からは児童措置費と放課後児童対策費についてお答えさせていただきます。

まず、児童措置費の病児保育についてですが、病児保育にはいろんな実施形態がありまして、令和元年度は、川西町では体調不良児対応型と病後児対応型を実施しております。体調不良児とは、文字どおり保育中に発熱や頭痛などで体調不良になった児童のことで、保護者がお迎えに来るまでの間、体調不良児を看護師が対応するもので、川西こども園で行っております。続いて、病後児とは、病気から完全回復までの間の状態に至る児童のことを言い、わかりやすい例で申しますと、骨折で松葉杖状態である等が挙げられます。こういった集団保育にまだ復帰できない病後児を、田原本町にある阪手保育園で病後児対応型として保育するものです。

令和2年度からは、病児対応型というものの実施に向けて最終調整を行っているところです。病児とは、文字どおり、病気状態の児童のことを言い、病児を専用施設で医師、看護師、保育士等が連携して保護者にかわり保育するものです。病児対応型につきましては、病院でなければできないことや、専用施設の整備、専門職の確保、利益が出る事業ではない等の非常に多くのハードルがあり、県内でも実施している病院は数カ所しかないのが現状です。一方で、仕事を急に休めない保護者の方にとっては、病児対応型は非常にありがたい、ニーズの高いものになります。

このような厳しい状況の中で、車で二、三十分、現在は香芝市の中の施設と協議をしているところですが、川西町からは地理的には多少不便なところがありますが、生後6カ月から小学校6年生までの保護者の皆様に病児対応型を提供できることとなります。詳細については、正式な協定準備中であり、4月まではお知らせできない約束となっておりますので、対象の御家庭には何らかの形で周知できるよう準備を進めてまいります。

次に、放課後児童対策費、学童保育所の今後の方策についてですが、堀議員の一般質問、「学童保育についての今後の受け入れへの対応について」でお答えしたとおりでございますので、再度の回答については控えさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 岡田課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） それでは、続きまして、介護保険予算の地域密着型サービス事業及び介護保険料の次期計画における見通しにつきまして、私からお答えさせていただきます。

まず、今期の事業計画に盛り込んでおります地域密着型サービス事業所の整備につきましては、計画当初に整備を見込んでおりました認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームなんですが、事業者の選定には時間を要しましたが、今年度におきまして事業者が選定され、令和2年度末までの開設が見込めるようになりました。整備の時期がずれ込んだことによりまして、議員のおっしゃるとおり、実質のサービスの提供は次年度の令和3年度以降になります。

今期、第7期の介護事業計画におきましては、計画当初に地域密着型サービスの整備ができるものとして見込んだサービス利用料となっておりますことから、介護保険料につきましても、他のサービスの利用見込みを含め、サービス全体の見込みでの金額設定となっております。今期事業計画の収支につきましては、今年度はまだ途中である上に、2年度のサービス利用の見込みも不明でありますので、事業計画3年間の収支についての見通しはまだ立ちませんが、今年度の現時点での利用状況から見ますと、地域密着型サービス事業費は、計画値に対し約6割程度の需要になるだろうと見込んでおりますが、今議会の補正予算にも上げさせていただいておりますように、他のサービスで主に居宅系のサービスや施設介護サービスの利用が伸びており、計画を上回るペースとなっております。

このように、各サービス間での過不足はありますが、全体のサービス給付量といたしましては、どうか計画内にとどまるのではないかと推測しております。また、2年度においても同様のサービス利用の傾向になると見ております。

次期計画における介護保険料につきましても、まだ見通しがつかない部分も多いことから、今後のサービスの利用の動向を見ながら慎重に設定していきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 順次御答弁をいただきました。

まず、子ども医療費、福祉医療についてであります。いずれにしても、対象年齢の引き上げ、それから福祉医療の対象の拡充、これらについては、状況を見て、課題として調査・検討はしていきたいということであったかと思えます。

これは、特におなかの中にいる赤ちゃん、胎児も含めて対象にしているところは、北陸から東北にかけての自治体が大体中心と申しますか、見られるんです。現にそういった北陸から東北にかけてのほうは、この取り組みを既に実施されているわけですから、自治体の取り組みとしてはできないものではないというふうに思います。やっぱりこの少子化の中で次代の担い手をどう支えていくかというのが今の社会の役割として大きく捉えられてくる中、あの手この手を使って、それぞれ自治体も工面しながらやってきている取り組みだと思えますので、まさに社会として慈愛にあふれた取り組みだというふうに私は思います。その辺は大いに学ぶべきと思えますので、ぜひ先進地を参考にして前向きに取り組んでいただけたらと思うんですが、町長の御所見を御確認したいと思います。

それから、児童措置費の病児保育の対応についてであります。

この間議論を重ねてきて、実施に向けて努力をいただく中で道が開けてきた、こういうことになってくるかと思えます。ただ、課長からのお話にもありましたように、この取り組みはやっぱり施設が病院とかでないといけませんので、そういう点で言えば、本町も運営している国保病院が、せつかく自治体病院として運営をしているわけでありますので、そういう点では、もともと病院がないところに病院を建てて、これもというの

は厳しい話でありますけれども、既に病院があるわけですから、そこら辺はそういった取り組みを国保病院でもしていくという流れをつくっていくことも必要ではないかと思えます。その辺、町長の働きかけ方に関してお尋ねをしたいと思えます。

それと、学童保育についてであります。これは質問が重なっていますが、いずれにしても、基本は6年生までがその対象でありますので、実情としては、頑張っただけでキャパを増やしてきて、できるだけ受け入れ体制を整えていこうということで、これまでのところでき得る手段の取り組みを広げてきてもらっていると思えますが、ただ、これは制度のほうが6年生までに変わりましたので、そういった意味では対応しないわけにもいきませんが、現実的にはお断りするということが起こっている状況であります。町長ももう重々御認識されているとおりで、やっぱり利用のニーズは膨らんできているということですので、ここは子どもの人数、人口の推移にもよりますが、それらも含めて、やっぱり待機がない、断らんでええという位置づけで自治体としては臨む必要があると思えますが、そこら辺について重ねて伺いをいたします。

次に、特別会計、まず医療保険、国保と後期高齢者等に関する軽減策についてであります。

要するに議論は平行線で、町長は、保険である以上、負担はやむなしということですが、それはそれとしまして、今のこういった負担の問題なんですけれども、収入に応じた負担をしてもらうというのが、社会が近代化してくる中で出てきた一つの住民負担のありようというふうに思えます。この原則的な収入に応じた負担、応分の負担という原則は理にかなっているからこそ、今の社会の中でそういった形が原則として形成されてきていると思えますので、そこら辺、分相応の負担、収入に応じた負担ということについて、町長自身、その原則をどうお感じになっているか、その原則論についてお考えをお聞きしたいと思えます。

それと、介護保険については、今のところまだ状況を見通せないという話であったかと思えますが、次期計画に向けて事業計画の中身をつくって、保険料を何ぼにすると決めていかんとあかん年というのが、この新年度予算で仕事をせなあきませんので。これまでのところ、この介護保険がスタートしてから今の7期の保険料までで、基準額で2.7倍に保険料そのものが膨らんできているというのは川西町の介護保険の保険料の流れでありますので、事業計画を見直すたびに膨らんできて、2.7倍になっているということですから、方向はやっぱり右肩上がりで上がらざるを得ないというふうに思えます。これも医療保険と同じですけれども、やっぱり負担能力を超える問題というのは視野に入れていかんことにはいけない問題だと思えますが、そこら辺についての町長の見通しをお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） まず、福祉医療政策につきまして、助成の拡充についての所見ということでございますが、先ほど課長が申したとおりで、まず実施しているさきの状況の確認、また実施するに当たっての課題などの調査・研究を行っていきたいと考えており

ます。

基本的に医療保険制度自体が国全体の中で制度維持が困難な状況でございますので、本来であれば国としてこういったことも制度設計すべき事柄であると考えておりますので、基本は国に準じて対応していきたいと考えておる次第でございます。

次に、児童措置費、病児保育に関して、国保病院の活用はどうか、しないのかというようなお話でございましたが、国保病院自体が今4町で運営しておるわけでございますので、4町の協議が必要と考えております。従来から国保病院で対応できないのかというような話はしておりましたが、引き続き協議を進めてまいりたいと思っておりますし、その間、先ほど課長からも話ございましたとおり、別のところで病児対応型というものの対応ができる状況になりつつございますので、こちらのほうをまず優先的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、放課後児童対策、学童についてでございますが、待機児童がないにこしたことはないわけでございますが、一方で、年々学童に児童を預ける家庭が増えてきておる中、預かり先の物理的なキャパシティの問題と、あと支援員さんの確保という問題がございますので、こちらについても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、国保に関してでございますが、収入に応じた負担ということを議員はおっしゃっていますが、現に収入に応じた負担となっているわけでございますし、低所得者への軽減措置がとられているわけでございますので、特にそこからというのは、何度も申し上げますが、制度設計については国で考えるべきものではないかなと思います。

ただ、過度に収入に応じて傾斜すべきではないのかなとも、私個人としての思いはあるわけでございます。

最後に、介護事業に関して、当初創設されたときから保険料が2.7倍になってきて、負担能力をもちや超えているような状況ではないかということでございますが、こちらについても今現在、国のほうで負担と給付との関係について再度制度設計をされているわけでございますから、それに準じた対応をしてみたいと考えております。負担能力を超える保険料となると、制度の崩壊ということになりますから、しっかりと検討していかれることを願っております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。長時間ありがとうございました。

（午前11時41分 散会）

# 議 事 日 程

總 務 建 設 經 濟 委 員 会

厚 生 委 員 会

# 総務建設経済委員会議事日程

令和2年3月11日(水) 9時00分 開議

日程第1 承認第1号 川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分について

日程第2 議案第1号 令和2年度川西町一般会計予算について

歳出	款1	総務費	P32~P31
	款2	総務費	P31~P44
	款5	農商工業費	P60~P63
	款6	土木費	P64~P70
	款7	消防費	P70~P72
	款8	教育費	P72~P88
	款9	公債費	P88
	款10	諸支出金	P88~P89
	款11	予備費	P89
歳入	上記関係歳入		P14~

日程第3 議案第5号 令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第4 議案第6号 令和2年度川西町水道事業会計予算について

日程第5 議案第7号 令和2年度川西町下水道事業会計予算について

日程第6 議案第8号 令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について

歳出	款1	議会費	項1	議会費	P14
	款2	総務費	項2	総務管理費	P14~P15
	款5	農商工業費	項2	商工費	P16
	款6	土木費	項1	土木管理費	P17
			項2	道路橋梁費	P17
			項3	都市計画費	P17~P18

	款 8	教育費	項 2	小学校費	P18
			項 4	中学校費	P18
			項 5	幼稚園費	P18
			項 6	社会教育費	P18
			項 7	保健体育費	P19
	款 10	諸支出金	項 2	基金費	P19
	歳入	上記関係歳入			P10～
<b>日程第 7</b>	議案第 12 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町水道事業会計補正予算について			
歳入	款 1	水道事業収益	項 2	営業収益	P3
			項 3	営業外収益	P3
歳出	款 1	水道事業費用	項 1	営業費用	P3
歳入	款 1	資本的収入	項 2	工事負担金	P4
歳出	款 1	資本的支出	項 1	建設改良費	P4
<b>日程第 8</b>	議案第 13 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町下水道事業会計補正予算について			
歳入	款 1	下水道事業収益	項 2	営業外収益	P3
歳出	款 1	下水道事業費用	項 1	営業費用	P3
			項 2	営業外費用	P3
			項 3	特別損失	P4
歳入	款 1	資本的収入	項 1	企業債	P4
歳出	款 1	資本的支出	項 1	建設改良費	P4
<b>日程第 9</b>	議案第 14 号	川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について			
<b>日程第 10</b>	議案第 15 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について			
<b>日程第 11</b>	議案第 16 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について			
<b>日程第 12</b>	議案第 19 号	川西町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について			

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 13 | 議案第 21 号 | 川西町下水道条例の一部改正について               |
| 日程第 14 | 議案第 22 号 | 川西町営住宅条例の一部改正について               |
| 日程第 15 | 議案第 23 号 | 川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結について   |
| 日程第 16 | 議案第 24 号 | 川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結について |

閉会 11 時 55 分

## 出席委員

委員長	安井 知子	副委員長	福山 臣尾
委員	芝 和也	委員	中嶋 正澄
委員	伊藤 彰夫	委員	松井 宏至
副議長	松村 定則		

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	喜多 勲
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	山口 尚亮
教育長	橋本 宗和
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
--------	-------

## 欠席委員及び職員

# 厚生委員会議事日程

令和2年3月13日(金) 9時00分 開議

日程第1	議案第1号	令和2年度川西町一般会計予算について			
歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P41～P42
	款3	民生費			P44～P56
	款4	衛生費			P56～P60
歳入	上記関係歳入				P14～
日程第2	議案第2号	令和2年度川西町国民健康保険特別会計予算について			
日程第3	議案第3号	令和2年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について			
日程第4	議案第4号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について			
日程第5	議案第8号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について			
歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P15
	款3	民生費	項1	社会福祉費	P15
			項2	児童福祉費	P16
	款4	衛生費	項2	清掃費	P16
歳入	上記関係歳入				P10～
日程第6	議案第9号	令和元年度(平成31年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について			
日程第7	議案第10号	令和元年度(平成31年度)川西町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について			
日程第8	議案第11号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について			
日程第9	議案第17号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について			
日程第10	議案第18号	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について			
日程第11	議案第20号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について			
日程第12	議案第25号	下永火葬場の指定管理者の指定について			
日程第13	議案第26号	梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定について			

閉会 9時50分

## 出席委員

委員長	寺澤 秀和	副委員長	弓仲 利博
委員	石田 三郎		
委員	松村 定則	委員	堀 格
議長	伊藤 彰夫		

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘
会計管理者	福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
--------	-------

## 欠席委員及び職員

委員	福西 広理
----	-------

令和 2 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 3 号 )

令和 2 年 3 月 1 9 日

令和2年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年3月19日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年3月19日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 寺澤 秀和 議員	11番 中嶋 正澄 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和2年3月19日（木）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 承認第1号 議案第1号 ～ 議案第26号  質疑・討論  採決
	(追加日程)	
第2	議案第27号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について
第3	議案第28号	近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結について

(午後2時00分 再開)

議長 (伊藤彰夫君) これより令和2年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

お諮りいたします。

去る9日の定例会において上程されました、承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分についてより、議案第26号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についてまでの承認案1件、議案26件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議長 (伊藤彰夫君) 総務・建設経済委員長 安井知子君。

総務・建設経済委員長 (安井知子君) 議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、令和2年3月11日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第1号、令和2年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、「財政計画に見通しについて、工業ゾーン事業と駅前整備事業を進めていく上での資金の見通し及び返済計画などについてはどのようなものか」との質疑があり、当局より、「工業ゾーンの事業については、令和2年度から用地購入や工事発注など目に見える形で進んでいく。実施主体は土地開発公社で行い、事業負担として町から約7億円を負担する。その財源としては、まちづくり基金を充てることとしている。しかし、公社自体には独自財源がないものであるから、民間の金融機関からの融資も受けて事業を進めていく形になる。そのための債務保証も令和2年度予算でお願いするものである。これらの返済については、造成地の企業への売却収益をもって充てる。売却先の企業についても2年度中には確定し、造成の竣工が令和4年度で、同年中には売却を終える予定であるので、借り入れ資金についても同4年度中には返済できるものと考えている。また、駅前整備事業についても多額の予算を執行しているが、国の補助や起債財源などが大半である。しかし、借り入れた起債の償還が今後発生するので、現在約16億円強保有している減債基金を財源として起債の償還財源としていく予定である。このような状況であるので、これらの事業によって、今後他の通常の事業が圧迫・抑制されることはないものと見通している」との回答がありました。

また、委員より、「一般管理費で予算計上されている庁舎電気引込更新工事について、

現在文化会館地下から役場に電気供給しているものを、水害対策として直接役場側の屋上へ引き込むための分離工事であると聞いているが、文化会館側の移設について計画はあるのか」との質疑があり、当局より、「防災対策本部となる役場への水防対策は喫緊の課題であることから、分離工事を計上した。文化会館側の移設については現時点で考えていないが、事業継続計画BCPにおける代替え施設となっていることから、今後検討していかなければならないと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「プレミアム商品券事業について執行状況を説明してほしい」との質疑があり、当局より、「プレミアム商品券の対象者は、非課税者と子育て世帯となっており、子育て世帯については179人が対象で、全世界帯が交付を受けることができるようになっている。非課税者については、対象者1,788人に対し、申し込み者は718人で、約4割という結果になっている」との回答がありました。

続いて、委員より、「今後取り組むこととなった場合に備え、非課税者の申し込みが低迷となった要因分析は行わないのか」との質疑があり、当局より、「低迷となった要因の分析は現時点ではできていない。できる範囲での分析はやっておきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「新聞では、32%ぐらいの需要しかなく、所得の低い人にとっては商品券の購入費を工面するのが難しいのが要因と書かれていた。もう少しやり方を変えるべきと思う」との意見が出され、委員から、「いろいろ要因はあると思うが、今回の教訓を生かして、今後こういった国の施策があれば、広く行き渡るように備えておくという考えはあるか」との質疑があり、当局より、「国の方針で商品券を実施することとなった場合は、今回の分析を踏まえて、やり方については検討させていただく」との回答がありました。

また、委員より、「滞納者に対しての差し押さえは、預金口座・給与・年金などを差し押えると思うが、給与を差し押える場合は、国税徴収法により社会保険料などの控除をするが、預金口座を差し押える場合は、生活費など何も控除せず、全額差し押えるのか」との質疑があり、当局から、「預金口座差し押さえと給与差し押さえは全く別物と考えている。まず、滞納が発生した場合、いきなり差し押さえをするのではなく、督促状・催告書の郵送、分納誓約など滞納者との納付相談を行って、その上で約束を守らず納付されない方に対して、預金口座情報・勤務先など調査した結果、まず預金口座の差し押さえを行い、反対債権などがあり差し押さえできない場合に、給与・年金の差し押さえを行っている。また、預金口座を差し押える場合、全額差し押えることはいとわなないと考えている。どちらの差し押さえに関してもルールどおり行っている」との回答がありました。

委員より、「口座引き落としで納付している納税者に対して、再引き落としをしないのはなぜか」との質疑があり、当局から、「法律上の制約か事務上の都合なのか、調査して報告する」との回答がありました。

また、委員より、「マイナンバーの導入により、預金口座情報など得やすくなるのではないか」との質疑があり、当局から、「新規につくる預金口座に対してマイナンバー

が必要であり、現存する預金口座に対しては対応が未定と思われるので、将来に関しては全くわからない状況である」との回答がありました。

さらに、委員より、「住民の納税意識を高める方法を考えているか」との質疑があり、当局から、「納税の義務については憲法30条で定められていることでもあり、成長する上で身についていると考えるので、何かすることは必要ないと考えている。滞納が発生してから相談には応じるが、怠りなく納税している方に対して、行政サイドから相談していくということとはできない」との回答がありました。

委員より、「徴収事務において、全ての口座情報を調査できる権利があるのか」との質疑があり、当局から、「滞納処分を行うための調査権は国税徴収法に規定されている」との回答がありました。

また、委員より、「工業団地の建設残土置き場として借地しているが、この土地に対する用地取得との関係を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「この土地は買収予定であるが、買収時期までに残土置き場が必要となったため、先行して借地するものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「取得予定地であれば、先行取得できなかった理由はあるのか」との質問があり、当局より、「残土置き場が必要な時点では、まだ関係協議も終わっておらず、事業の確実性に不安があった。仮に事業が中止となった場合であっても、損害をできるだけ少なくするために、まずは借地させていただいたという経緯である」との回答がありました。

続いて、委員より、「7億円の負担金以外に、これまで公社が調達した金額は幾らか」との質問があり、当局より、「4億円である」との回答がありました。

また、委員より、「債務負担行為で23億円計上されているが、これは公社が借りたお金を返済できなかったときに役場が保証するということか」との質問があり、当局より、「そのとおり。債務の保証ということである」との回答がありました。

さらに、委員より、「もともと予定していた事業費と実際の額に差が生じるということであるが、示されている事業費は、あらかじめ膨らませるなど、実際の価格をどれくらい見越して出しているものか」との質問があり、当局より、「概算事業費は、その時点で考えられるもので算出しており、あらかじめ膨らますようなことはしていない」との回答がありました。

続いて委員より、「概算事業費とは固まった金額ではなく、予定を上回るということが往々に生じるということか」との質問があり、当局より、「概算事業費は、業者が算出したその時点で考えられる金額であって、さらに精度の高い金額を出すには、詳細設計を出さないと分からない。今後、工事入札、公共残土の集まり具合、県の補助金など、これら次第で経費は圧縮できると考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「工業ゾーン事業で大きな影響が生じたのは調整池の問題と思うが、これは県のミスによるものか」との質問があり、当局より、「調整池は県の指示に基づくものであり、途中で県の指示が変更となったということである」との回答がありました。

続いて、委員より、「これに関し、影響分を県で負担してもらうことにならないのか」との質問があり、当局より、「補助金として対応いただけないか要請しているところである」との回答がありました。

また、委員より、「結局、県の指示が要因となって事業費に影響が生じた。浄化センターの残土置き場の提供などが代償として対応してくれているということか」との質問があり、当局より、「そのように理解している。県にはさまざまな形でサポートいただいている。補助等についても、事業費が確定し、決算収支が出た上でのことになると言われているので、事業費が確定した段階で県に陳情に行かせていただく」との回答がありました。

委員より、「環境整備基金を活用し、登記作業に取り組んでいるが、現在の登記作業の状況について」との質疑があり、当局から、「平成28年度から調査業務を行い、調査の結果、対象地区筆数493筆に対し、当該事業及び個人で登記作業を実施され、登記が完了している筆数260筆で、完了していない筆数233筆が存在している。今年度においては、完了していない筆数233筆のうち、30筆の登記が完了する見込みとなっており、23%の進捗率である。環境整備基金の全体額から見ると、28%基金を活用している」との回答がありました。

委員より、「基金を消化した時点で当該事業は終了となるのか」との質疑があり、当局から、「当該事業は、浄化センター周辺整備の登記事務費用であることから、基金の活用がなくなった時点で終了となると思うが、基金がなくなった時点の残筆の状況を見て検討する」との回答がありました。

委員より、「登記は未登記の状態で放置しておいても問題はないのか」との質疑があり、当局から、「奈良県においても同様の作業が実施されている。道路内に個人所有の土地が存在することは好ましくないとする」との回答がありました。

委員より、「道路新設改良の総事業費について」との質疑があり、当局から、「当初より総事業費3億円を計上している」との回答がありました。

委員より、「当該予算は、北側の用地購入費及び工事費を計上されているのか」との質疑があり、当局から、「北側の用地及び補償鑑定調査、用地購入費、工事費を計上している」との回答がありました。

また、委員より、「今年度においても予算計上されていたが、交渉作業に時間を要し、事業のおくれが出ているが、現在の状況はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「境界確定の署名・押印作業に時間を要していたが、署名・押印していただくめどが立ってきた。次年度からは事業に着手できるものとする」との回答がありました。

委員より、「当該事業の狭小道路の改良工事と同様に、町内全体の狭小道路を拡幅する計画は策定されているのか」との質疑があり、当局から、「狭小道路についての計画は策定していない」との回答がありました。

委員より、「総事業費が増加する中で、工法の変更等、事業費抑制を検討されないのか」との質疑があり、当局より、「河川の形状は、流域面積から計算され決められていると考えられるため、現状の河川容量の確保及び地域の現状から、妥当な工法及び概算

費用であると思う。しかし、工事費抑制のため、工事詳細設計時において、設計業者からの情報提供等で工法を検討し、工事費抑制を図りたい」との回答がありました。

また、委員より、「水路部分に橋をかけ、道路として利用しているが、橋の状況及び橋梁点検の対象とはならないか」との質疑があり、当局より、「水路内に鋼材を使用し橋をかけている。鋼材は劣化や腐食し、将来決して安全とは言い切れないところがある。橋梁点検の対象とはならない」との回答がありました。

また、委員より、「当該事業の必要性をどう考えているか」との質疑があり、当局より、「当道路の状況は、非常に狭小な道路であり、緊急時に緊急車両が通行できない等の支障を来す可能性が高いため、改修事業を実施したいと考えている。工事費については、抑制できる方法があれば検討し、工事費抑制に努めたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「耐震改修促進計画について」との質疑があり、当局より、「令和2年度で当該計画期間が満了するための策定業務であり、昭和57年以前の木造建築物における耐震化率向上を図るもので、固定資産台帳をもとに、耐震化が必要と思われる物件に対しアンケート調査を行い、耐震診断及び改修意思等の確認を行う調査を含んでいる。また、国費及び県費を活用して、耐震診断及び改修補助を行う場合、促進計画が策定されていることが必要である」との回答がありました。

委員より、「耐震診断については個人負担がないことから、町が診断業務を行うことはできないか」との質疑があり、当局から、「個人の所有物である以上、個人からの申し込みにより診断依頼する動きでしか対応できない」との回答がありました。

また、委員より、「ブロック塀改修等に対する支援について」との質疑があり、当局から、「現在は考えていない。周知活動は行うが、個人財産に踏み込むことはできない。国の補助の範囲で対応していく」との回答がありました。

委員より、「耐震診断は個人負担がない。改修補助は限度額50万円あることを住民は知らないと思うが」との質疑があり、当局より、「年2回町広報と、ホームページに掲載し、周知している」との回答がありました。

委員より、「誰もが見てわかるように、簡単な内容で周知していただきたい」との要請がありました。

次に、委員より、「駅前及び東城の用地取得関係の今年の執行予定について説明してほしい」との質問があり、当局より、「東城バイパスについては、南側入り口から西に向かって近鉄沿いに北上するL字のエリアの建物補償・用地取得を予定している。駅前整備については、踏切東側と近鉄用地、奈良交通駐輪所の建物補償・用地取得を予定している」との回答がありました。

続いて、委員より、「用地買収だけで工事は進まないということか」との質問があり、当局より、「東城及び踏切東側はそのとおり。近鉄用地と駐輪所については、駅前広場・ロータリー工事エリアに含まれており、これが買収できれば2期工事を進めさせていただく」との回答がありました。

続いて、委員より、「東城の用地・補償費は、今年の5,000万円と昨年度予算が1

億円となっており、合計で1億5,000万円となるが、これまで総事業費2億円という提示がされているが、残りの5,000万円が事業費がおさまると考えているのか」との質問があり、当局より、「昨年度計上した用地補償費は、交渉がまとまらず、今回の補正予算で8,000万円ほどの減額をお願いしている。現時点では当初予定の2億円でおさまると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「公営住宅の入居資格について」との質疑があり、当局より、「60歳以上の老人、収入基準を超えない者、同居しようとする親族、婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者等である」との回答がありました。

また、委員より、「奈良市等が、性的マイノリティであるカップルが、相互にパートナーであることを宣誓し、住宅の入居等のサービスが受けられる取り組みを進めているが、当該取り組みの導入について」との質疑があり、当局より、「社会的にも変わってきており、先進地の状況を調査しなければならないと考える。証明の方法についても考えなければならないため、先進地を参考に検討したいと考える」との回答がありました。

委員より、「先進地を参考に、ぜひ検討いただきたい」との要請がありました。

次に、委員より、「消防費において、防火水槽の維持管理を行っていると思うが、耐用年数や更新計画はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「防火水槽は、平成25年4月、山辺広域消防組合から移管を受け、72カ所を管理しており、耐用年数が50年となることから更新対象はそのうち18カ所となる。現在、磯城消防署で定期的に水利点検を行っており、現段階で不具合はない状況である。今後も定期的に点検を行い、不具合が見つかった場合は、随時補修や補強を行い、継続的に利用していくことになると考えている」との回答がありました。

また、委員より、「中学校費において、給食費の公会計化を制服支給との議論の中でまずは行うということであるが、制服支給についての経過について」との質疑があり、当局より、「首長同士の話し合いはしていないが、今議会の補正予算案件であるGIGAスクール構想について取り組みたい。また、制服支給については、要保護・準要保護家庭の支援策としては学用品費も含まれていること、その中で総合的な対応として、福祉医療や学童対策等を含め、子育て支援としての枠組みで対応してまいりたい。また、給食費についても同様である」との回答がありました。

委員より、「委託費における二階堂小学校委託金校区分について、従前は住民基本台帳での世帯数割で請求されていたが、現状とかけ離れている」との質疑があり、当局より、「令和元年度より実態に合った形での請求となっているが、年度当初もしくは請求段階で二階堂校区及び東方自治会と世帯数の実数を確認してまいりたい」との回答がありました。

委員より、「保健体育総務費において、中央体育館に対する避難所整備工事がおおむね終了したと聞いているが、温水シャワー設備の費用徴収等について」との質疑があり、当局より、「本来はコイン式の温水シャワー設備にする予定で調整していたが、避難所施設でもあることから、費用対効果や災害緊急時の対応として、コイン方式にはせず、事務所においてオン・オフする形での整備となった。指定管理者側にお手数をおかけす

る形にはなるが、御了承願いたい。また、温水シャワー設備の利用料徴収金額及び時間制限については、利用者側の受益者負担も発生することから、負担額を幾らにするか、試算段階であるので、6月議会にて上程できるように調整してまいりたい。また、温水シャワー設備については、仮の工事引き渡し後については、試行期間として利用していただけるように考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、令和2年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

委員より、「住宅新築資金等貸付金回収業務を令和2年度から本町で取り組むこととなるが、回収組合からの引き継ぎ事務の状況について」との質疑があり、当局から、「今月中に、引き継ぎリストによる引き継ぎ資料、個別ファイル等の確認を行い、今月末の口座引き落としの消し込みが終了する4月中旬に個別ファイル等の資料一式を引き継ぐ予定で進んでいる。また、債権者に対する回収組合から町へ事務が移管される通知、口座振替されている方には、口座振替依頼書の記入を個別訪問で対応する予定である」との回答がありました。

委員より、「回収の方法等、町の方針が説明できる状態となる時期について」との質疑があり、当局から「交渉記録等の資料を確認し、町の方針を立てなければならないと考える。現時点では不明であるが、令和2年度内には回収方針が判明すると考える」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第5号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第6号、令和2年度川西町水道事業会計予算についてであります。

委員より、「奈良県一体化と磯城郡広域化について」との質疑があり、当局より、「奈良県一体化は事業統合で進めるとしているが、磯城郡広域化においては、当時事業統合の話もあったが、事業統合する場合は、料金統一して統合する必要があったため、料金統一を統合時に行わないための方法を選択し、経営統合で進めることとなった。その後、統合時に料金統一をする必要がなくなったため、現在は、県一体化における事業統合の方針は決定しているが、その他の内容については明確にされていない状態である」との回答がありました。

委員より、「奈良県一体化についての市町村長の認識について」との質疑があり、当局より、「県一体化についての具体的な内容については、市町村長には示されていない。調査段階であるとの認識でしかない」との回答がありました。

委員より、「広域化による補助金を活用した石綿管更新事業の計画について」との質疑があり、当局より、「令和4年度から令和8年度で広域連絡管の整備を実施し、令和9年度以降、石綿管更新計画により事業を実施する」との回答がありました。

委員より、「広域化になり、火事等で水道水が濁った場合の窓口はどうなるか。濁った場合の補償について」との質疑があり、当局から、「広域化以降は、広域化事務所が

窓口となる。補償については、現在水道使用実績を参考に減免処理している」との回答がありました。

委員より、「使用していない水道施設の有効利用について」との質疑があり、当局から、「現在、企業からの申し出による水道施設を倉庫として利用する検討をいただいているところである。本物件については、土地に重要な配管等が多く埋設されていることから、売却は困難であると考え、施設を利用した倉庫や駐車場としての利用が有効であるものと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第6号、令和2年度川西町水道事業会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第7号、令和2年度川西町下水道事業会計予算についてであります。

委員より、「下水道ストックマネジメント計画で人孔蓋の改修を毎年実施していく計画であるか」との質疑があり、当局より、「毎年計画に基づいて実施していくものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第7号、令和2年度川西町下水道事業会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第8号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「中央体育館避難所整備工事に係る変更契約について」との質疑があり、当局より、「平成27年7月にも要望を出されていたが、平成28年度に予算化をできていなかったことは、まことに申し訳なく、陳謝する。教育委員会としても、雨漏りに対する要望は、新規に調査費用を計上し、足場を立てて確認するよりも、今回の工事の際に確認することで経費を削減しようと考えていたため、当初の工事に含めることは考えなかった。また、昨年7月29日付で川西スポーツクラブ側より川西町体育施設改善における協議開催（お願い）文書が発出され、アリーナ天井部分における雨漏りの頻度が上がり、箇所も毎回変わるとの現状報告と要望が出されているので、喫緊の課題として改めて認識をした上で、今回の工事期間中での確認となった。また、避難所対策工事においても、工期が6カ月という期間の中で、所期の目的である避難所対策工事竣工を工期内におさめることを優先したため、雨漏りにおける調査がおくれ、結果、令和2年度当初予算に計上することはできなかった。また、雨漏りの状況を確認し、全体的にシール補修の工事が必要と判断し、今年の梅雨時期からの災害発生想定時期までに整備の完了を早期に終了したいので、今回の追加工事とさせていただきたい。なお、令和2年度に設計委託を発注し、業務完了後、別工事として発注した場合は、秋以降の発注となり、工事竣工については令和3年度になる見込みとなってしまう」との回答がありました。

続いて、委員より、「経費の節減額について」との質疑があり、当局から、「当初設計における経費は事業費の35.18%、変更後の経費は37.17%となり、概算での経費追加額は386万円である。一方、新たに新規工事として発注した場合の経費については、直接工事費が1,450万円であることから、一般的な経費率としての試算ではあるが、概算経費率として70%を計上すると約1,000万円の経費が必要となること

から、約600万円の経費節減になる」との回答がありました。

委員より、「積立金処理の内容について」との質疑があり、当局より、「今回の補正の主な内容は、事業実績に見合った減額を行うというものである。減額する事業の財源として一般財源も含まれることから、その財源を充当すべき事業がなくなり、また、財源を必要とする増額の補正も少量であったため、まちづくり基金への積み立てを行うものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第8号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第12号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算及び議案第13号、令和元年度川西町下水道事業会計補正予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、条例等の案件ですが、議案第14号、川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、「戸別受信機の貸与については、希望する1世帯1個を無償とし、貸与を希望する者は、町長が別で定める方法により承認を受けなければならないということだが、町長が別に定める方法を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「住民が戸別受信機を希望する場合は、基本的に1世帯に対して1個の無償貸与を行っている。別に定めることとしては、もし2個目以上を希望する世帯があった場合は、1個当たり約2万円で購入してもらい、その維持管理費も本人負担とすることを考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第14号、川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第15号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。このことについては、提案説明のとおり承認いたしました。

議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、「一般職の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法に基づいた方法に変更するということだが、どのようなところに影響が出るのか」との質疑があり、当局より、「今回の改正では、1時間当たりの給与額の算出方法である分母に当たる部分に変更になる。これまで国の基準に基づき年度内の勤務日を(土日を除く)週5日で計算していたところを労働基準法に基づく年度内の実際の勤務日と変更することから、これまで含まれていなかった祝祭日分が多く引かれることになり、時間単価が上がることになる。そのため、職員の残業手当や欠勤による減額時の計算などに影響が出ると考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第19号、川西町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について及び議案第21号、川西町下水道条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第22号、川西町営住宅条例の一部改正についてであります。

委員より、「連帯保証人の保証債務極度額について」との質疑があり、当局より、

「入居時家賃の12カ月分に相当する額である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第22号、川西町営住宅条例の一部改正については承認しました。

次に、議案第23号、川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第24号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結については、委員より、「本工事における令和元年9月議会請負契約締結議案提出時の質疑において、当局より透明性・競争性が確保されていれば問題ないと回答があったが、政治倫理については一般的にどのように思われるか」との質疑があり、当局より、「他の自治体で政治倫理規程が策定されているところもあるということは承知している、公明正大に入札しており、現状の仕組みや制度に問題があるのであれば、御指摘いただきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第24号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結については承認しました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君）　　続きまして、厚生委員長 寺澤秀和君。

厚生委員長（寺澤秀和君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月9日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月13日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、戸籍住民基本台帳費の節、報酬の会計年度任用職員報酬の業務内容について」との質問があり、当局より、「窓口でマイナンバーカードの交付業務、顔写真を撮り申請書作成の補助業務及び令和2年度に予定されているマイナンバーポイントの申請補助業務等を主に担ってもらうため、日々雇用として採用する。財源については、国庫補助金で全額を予定している」との回答がありました。

また、委員より、「現在のマイナンバーカード交付件数について」との質問があり、当局より「2月末時点の申請件数は1,285件、実際に手渡しした交付件数は1,105件である、町の人口から見た割合は約15%である」との回答がありました。

続いて、委員より、「マイナンバーカードを持つメリットはあるのか」との質問があり、当局より、「顔写真入りの運転免許証などを持たない高齢者の方には身分証明証として利用でき、他では、今後、医療機関に被保険者証を持っていなくても、マイナンバーカードを提示すれば受診することができる。そこで、医療機関のほうでも令和4年度中におおむね全ての医療機関でマイナンバーカードを読み込むシステムの導入を目指

すこととされている」との回答がありました。

続いて、委員より、「住民票等の証明書発行においてコンビニ交付する場合、マイナンバーカードで発行するが、コンビニ交付の導入予定は」との質問があり、当局より、「現時点の奈良県の導入状況は、39市町村中18団体が導入済みである。本町が加入しているNR7の自治体の中では、本町と河合町が導入を見送っている状況にある。既に導入している5団体のシステム保守契約の期限が令和3年度中に順次到来することから、令和2年度中に、住民の利便性等を考慮し、費用対効果の点についても調査を行った上で再度検討する」との回答がありました。

また、委員より、「障害関係給付費の伸びについて」との質問があり、当局より、「実績に基づき障害福祉関係予算を要求した。厚生医療費負担金410万円、療養介護医療費負担金87万円、障害児通所給付費等負担金192万円、障害福祉サービス給付費等負担金1,845万円が前年度より増になっている。これらは障害者総合支援法と児童福祉法により提供される全国一律の福祉サービスで、歳入は国2分の1、県4分の1、町4分の1になっており、川西町の歳出の伸びは、全国の伸びと同様の動きとなっている。川西町障害関係給付費は、県平均と比べても、障害者と障害児を合わせて1割弱低くなっている」との回答がありました。

次に、委員より、「福祉医療費、節の扶助費の増となった主な要因について」との質問があり、当局より、「心身障害者医療支給費及び重度心身障害者老人等医療費支給費において、若干名対象者の増加を見込んでいる。また、子ども医療費支給費では、昨年8月診療分から、未就学児に限り、償還払い方式から医療機関で一部負担金だけを支払う現物給付化方式としたことにより、年間の支給費1.2倍を見込んで予算計上している。1.2倍とした根拠については、県の予算では1.1倍程度の伸びを想定しているが、今年度の本町の実績に基づいて算出し、計上している」との回答がありました。

また、委員より、「学童保育所の受け入れ状況と今後の対応について」との質問があり、当局より、「学童保育の受け入れ状況について、まず、令和2年度の受け入れ状況は、1年生全児童69名中34名、2年生全児童67名中33名、3年生全児童58名中30名、4年生全児童60名中27名、計124名を受け入れる。この受け入れ状況は、全校児童の31%になり、県平均の25%を上回った受け入れ状況となっている。残念ながら、5年生9名については不承諾としたが、町としては、これからも全ての児童受け入れのために尽力していく。来年度の川西町の特徴としては、1年生から4年生まで登録児童がほぼ減少しない状況にあるが、全国や奈良県では1年生から3年生まで少しずつ減少し、4年生から6年生までは半減していく状況にある。令和元年度までは、川西町も全国や奈良県と同様であった。また、次年度の運営体制については、現在の学童保育所のみでの受け入れはスペース的に難しく、教育委員会及び川西小学校の協力を得て、小学校普通教室1室も学童保育所として利用できることになった。学童保育指導員不足の対応策は、川西町子育て支援センター職員を次年度から2名を放課後児童支援員として、委託事業者と連携して運営する。詳細については、現在最終調整中である。これまでの取り組みとしては、2年以上前から学童保育の受け入れ増加のためさまざま

な検討を続けており、事業者に対して指導員の確保の要請、広報や知り合いなどを通しての募集などを行ったものの、指導員の確保には至らなかった。場所の確保についても、小学校の普通教室利用は、竣工後10年間は改修等が行えないことや普通教室の利用が特別支援児の関係で不確定であったこと、先生の働き方改革等で5時半には学校を出なければいけないこと、場所が分かれることによる業務負担等の諸問題があるものの、次年度、小学校1階の東側の教室利用の実施に向けて準備を進めている。今後の高学年の受け入れについては、ニーズと費用、また人口構成なども慎重に考慮しながら取り組んでいく」との回答がありました。

次に、委員より、「人権施策総務費、節の工事請負費の地区内公共施設解体除却工事について、どこにある施設なのか」との質問があり、当局より、「梅戸地内にある集会所で、現在は使用していないことから、建物の除却を行い、除却後の跡地については、町道として道路敷にする予定である。道路建設費用については、事業課で予算計上している」との回答がありました。

次に、委員より、「清掃総務費、節の委託料のごみ処理委託料が前年度比で増となっているのはなぜか」との質問があり、当局より、「平成27年度に天理クリーンセンターの処理施設の老朽化により一部改修工事が施工されたため、可燃ごみ・不燃ごみの処理単価が少し値上がりしたためである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、令和2年度川西町一般会計予算については承認いたしました。

次に、議案第2号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、「保健事業費、節の報償費の記念品について」との質問があり、当局より、「令和2年度から、新規事業として国民健康保険優良世帯の表彰事業を開始したいと考えている。事業の趣旨は、健康な家庭づくりに貢献したものを表彰することで、健康の保持増進に向けて住民の意識高揚を図り、国民健康保険事業の円滑な運営に資することを目的としている。事業概要については、1年間を通し継続して資格を有し、療養の給付を受けていない無受診の世帯、また保険料の滞納がなく、特定健診対象者については、特定健康診査を受診していることを要件として、条件全てを満たす世帯に対して、表彰及び報奨金として、1世帯につき現金1万円のキャッシュバックを実施する。この報奨金の対象件数については、過去3年では最高で18件である」との回答がありました。

また、委員より、「報奨金の財源は」との質問があり、当局より、「町の単独事業であることから、国民健康保険特別会計の平成30年度末時点で約6,500万円ある財政調整基金を財源とする」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第2号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計予算については承認いたしました。

次に、議案第3号、令和2年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について及び議案第4号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算については、提案どおり承認いたしました。

次に、補正予算関係であります。

議案 8 号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、議案第 9 号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第 10 号、令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について及び議案第 11 号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、これら 4 議案は、提案のとおり承認いたしました。

続いて、条例及びその他議案関係であります。

議案 17 号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 18 号、川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について、議案第 20 号、川西町自動車駐車場条例の一部改正について、議案第 25 号、下永火葬場の指定管理者の指定について及び議案第 26 号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についての 5 議案につきましても、提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件については、地方自治法第 109 条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝 和也君。

12 番議員（芝 和也君） 12 番 芝 和也です。それでは、ただいま総務・建設経済並びに厚生両常任委員長から報告がありました、承認案を含め、議案第 1 号、令和 2 年度川西町一般会計予算から、議案第 26 号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についてまでの承認案 1 本、議案 26 本に対する討論を行います。

態度表明であります。議案第 1 号、2 号、3 号、6 号、8 号、24 号については反対、あとの承認案 1 本、予算案 3 本、補正予算案 5 本、条例の一部改正案 9 本、請負変更契約 1 本、指定管理者の指定 2 本の 21 本の各議案については、いずれも賛成するものであります。

まず、議案第 1 号の新年度の予算案についてであります。

昨秋からの消費税率の引き上げにより、消費購買力の回復は依然厳しい状況が続く中、住民生活においては、今般のコロナウイルスに起因する経済的な影響がにわかに起こり、先の見通しに関しては、仕事の確保も含め、深刻の域を全く拭い切れていないのが実情であります。

こうしたもと、住民生活をいかに支えるかは自治体の果たす大きな役割でありますの

で、ここはきめ細かに各種施策を充実させることが大きく問われている問題にほかなりません。

新年度におきましては、駅前整備を初め工業団地の整備の進展に努め、社会資本整備に取り組みながら、本町の自主財源の確保に向けた取り組みが手がけられております。この2つの事業で、本町の年間予算に匹敵する額の投資でありますので、それを後世に生かすべく、ソフト面での取り組みの充実も同様に求められる問題です。

これまでも、子育て支援のネウボラの取り組みを初め、子ども医療費の現物給付化、小学校入学時の制服支給、普通教室へクーラー設置等々、町長就任以来、これらの施策の充実にも努められるとともに、新たに学童保育の受け入れキャパの確保や子どもの聴覚障害支援、病児保育の確保など、ソフト面の充実に向けた取り組みが今年度は始まります。いずれも住民の皆さんの声に応える取り組みとして大いに評価する次第であります。引き続き、これらの取り組みの充実・発展を求めるものであります。

一方で、町長は、受益者負担の考えも当然あってしかるべきとおられますが、それは、この間培われてきた社会的に担う取り組みとは相反する考えと心得ます。

今日のような発達した経済社会にあっては、当然、社会的に必要な手だては社会全体で支えることが可能となったからこそ生まれてきた問題でありまして、時代の進展とともに経済力や科学技術の発展は目覚ましく、その時代時代にあってその成果を社会全体が享受していることは、皆さんよく御承知のとおりであります。ただ、今日、その逆光がしきりに見え隠れしてきているのもまた事実であります。そこは社会を構成する各人のコントロールがどう働くかで仕組みがつくられることとなりますが、それは政治の中身そのものということになります。

本町の場合も例外ではありません。寄り添う相手は住民の皆さんでありますし、その意を酌み、願いに応えることそのものが自治体の使命にほかなりません。使命を果たすべく、いかに施策に取り入れるかが問われている問題です。こうした各種の取り組みにおいては目下議論は平行線ではありますが、課題は課題として常々提起している問題です。町長が折に触れてお述べのとおり、本町の財政的見通しは、各種の手法からして安定した姿勢を示しています。これは、町長を初め職員の皆さんの手腕のあらわれと、高く評価しているところであります。言いかえますと、体力をしっかりと備えた自治体ということになりますので、その体力を大いに生かして、今後の各種住民施策の充実に取り組まねんことを引き続き求める次第であります。

先進地の事例は各地に存在していますので、それらに学ぶところは学んで、本町の取り組みの発展に生かさん手はありません。子ども医療費の対象年齢の引き上げや、範疇に母体も加える問題、給食の無償化、中学入学時の制服支給、聴覚の加齢障害対応、学童保育の全学年での実施、高齢者への配食サービスの充実、納税の意識養成策、地域交通の充実、農業者の確保策の強化等々、本町が備えている体力を生かせば、手がけられることはさまざまに広がります。あとは受益者負担ではなく、社会的な判断の問題です。その判断が見られない以上、一般会計については反対するものであります。

次に、国保と後期高齢者医療保険であります。

積年実施のこの保険会計も、保険料の負担においては両会計とも方向としては引き上げが見通される状況が避けられません。これは本町だけの問題では決してありませんが、課税権限は保険者にありますので、引き上げをただ見ているだけで済まされる問題ではありません。これまでも幾度となく触れていますように、既に法定軽減の対象になっている割合は加入者の過半数を優に超えておりまして、その傾向は膨らんできているのが実情です。これらの層には、町長もよく御承知のとおり、住民税非課税の皆さんも当然含まれていますので、一方では負担なし、一方では負担を求めるとするのは、制度上の矛盾そのものにほかなりません。当然その解消はあってしかるべきであります。これは制度の問題が含まれていますので、本町だけで解決を見ることはできませんが、町長も制度の改善を待つ旨お述べでありますので、ならば、ただ改善を待つのではなく、能動的に働きかけてこそ、課税権限者たる保険者としての務めと心得ます。

その務めを果たすべく、でき得る手だてはとってしかるべきであります。少なくとも住民税において非課税の皆さんにあっては、社会保障制度の医療保険にあって、保険料負担が生じることがないように手だてを講じるべきと存じます。

また、同様に国保の均等割制度においてもしかりであります。何の収入もない子どもに係る均等割の免除の手だてが必要ではありませんか。町長は、受益と負担のバランスが必要と常々おっしゃっていますが、これは、生命保険のような民間の保険制度ではありません。あくまで社会保障の制度にほかなりません。

よって、その矛盾の改善を求めるところであります。少なくともその判断が見られない以上、医療保険の2本の予算案についても反対するものであります。

次に、水道会計についてであります。

収支において順調に運営されてきているところでありまして、安定した水道水の供給に対する職員の皆さんの取り組みには敬意を表する次第であります。目下、磯城郡水道の統合に向けて、その準備が進められているところでありまして、その先には県一本に向けた事業統合が待っている状況にあります。いずれにしても、気になるところは、料金体系がどう入れかわるか、ここが一番の問題といたしますか、関心事であろうかと思えますが、その状況はいまだ示されておりません。当座、磯城郡統合においては、事業統合とはせず、経営はそれぞれでということですので、統合の前と後とで大きく経営に支障が生じることはなさそうですが、補助金の関係で統合のメリットがあるとのこと。特に本町の場合、水道管の総延長の約2.7%程度が入れかえの必要な石綿管が残っていますので、ここは数年しかありませんので、時間は限られていますが、その中で財政的なメリットが働くうちに入れかえ作業をできるだけ進めておくことを申し添えるものであります。

また、本会計で議論は平行線ではありますが、基本料金の問題です。町長は、一般行政サービスと水道事業サービスは違うとのことですが、本町においては、その対象となるサービスを全ての住民が等しく利用できるよう、既に整えられておりますので、これは水道でも一般行政でも同様に働いていますので、料金は各種サービスの違いで異なりますが、住民の誰もが等しく利用できる、行政の実施しているサービスという点で

は、その違いはどこにもありません。一部地域にしか利用できないサービスならば、基本料金など、その独自の負担はあってしかるべきかもしれませんが、今日、誰もが等しく利用できる状態に整備が進められている以上、独自負担の必要性は消滅しているものと心得ます。

これもひとえに判断の問題でありまして、経営上の支障でも何でもありませんので、この基本料金の解消を引き続き求めるものでありますし、その判断が見られない点では、本会計に対しましても反対するものであります。

次に、一般会計の補正予算及び体育館の請負契約変更案についてであります。

これは、避難所対応工事をしていたものですが、加えて雨漏りの修繕を行うことへの変更ということであります。工事を早く手がけたほうが良いに越したことは言うまでもありませんし、ずるずると放置することはできませんが、まず工事の問題として、この雨漏りは以前からわかっていた問題でありながら、当初の工事においてこれに含めず、後追いでつけてくるという変則的な対応が生じた問題であります。審議を通じて、この点では陳謝はありますが、今般の対応がなぜこうした変則的な形になったかは拭えておりません。

また、当初の発注時にも指摘をしましたが、請負業者が町長の実弟が経営する身内業者への発注に関する問題です。この点では何度も町長に倫理観を問いましたが、制度としてきちんと処理をしているので問題なしとして、制度上の問題点はない旨お述べであります。町長の倫理観についてはお答えがありません。世の中の事態として、政治倫理上、各地の自治体で首長や議会議員の身内業者への発注は除外されていることへの認識はお示しになりますが、御自身の倫理観については、今議会でもお述べになることはありませんでした。述べる述べないは町長の自由であります。行政が発注する契約に関しては政治倫理は避け続けることはできませんので、この点では、町長の倫理観を問わずに済まされることはありません。

言うまでもありませんが、官民間問わず、公金に当たるお金の私的な流用は論外ですけれども、事業の発注に関して民間と公との違いは、その原資がおのれのお金ではなく、税金が充てられることが決定的な違いにほかなりません。したがって、ここにはその使途に一点の曇りもあってはなりませんし、適法・適正で公明正大に執行されていることが問われてくることはもちろんのこと、その執行に当たっては、極めて高い倫理観が求められていますので、身内への公共事業の発注を外すことで、税金の使途の公平性を担保している問題と心得ます。

よって、今般の追加に関しては、当然必要な工事であり、早急に済まなければならない工事であることは重々承知の上です。工期の問題、余計に経費がかかる問題等々、工事については議決にこしたことはありませんが、政治倫理に関する町長の姿勢が見られない以上、今般の補正予算及び契約変更についても、当初の契約議案同様に反対するものであります。

以下、今般提出の各議案につきましては、承認案、予算案、補正予算案、条例一部改正案、請負契約変更案、都合21本については、いずれも賛成するものであります。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ございませんか。

堀 格君。

4番議員（堀 格君） 4番 堀でございます。ただいま一部反対の討論がありましたので、承認第1号から議案第26号まで、承認1件、議案26本につきまして、賛成の立場から討論したいと思っております。

今般提出されました各議案につきましては、それぞれ適正・妥当なものと認めまして、賛成をいたします。

今、反対討論がありましたので、それに対しまして若干申し述べたいと思っております。

まず、議案第1号、一般会計予算についてであります。これまでの議論の過程から、できるだけあらゆるものを無償でやってほしいと、こういうことだと思うんですが、基本的には、これは選択の問題でありまして、それぞれの制度を無償にするのか、料金を一定取るのかといった問題は、やはり一般の動向と住民の要望を見ながら選択をしていくべきものでありまして、現段階では本案のままで妥当なものと思っております。

それから、議案第2号及び第3号、国民健康保険と医療保険でございますが、これは制度の問題でありますから、やはり執行に当たりましては、基本的には制度にのっとってやるべきものだと考えております。例えば今般のコロナウイルスでわかったことですが、ドイツでは医療費が全部無償だそうです。どんなものであっても無償だそうです。それは非常に結構なことでありますが、そのかわり消費税率が19%。ですから、国のあり方というところから出てくる問題でありますから、基本的には国の制度にのっとって対応していくのが本来の筋じゃないかと思っております。

それから、水道事業でありますけれども、基本的には事業会計でやるべきものということになっておりますから、事業会計にのっとってやるべきだと考えます。まだ水道事業が各都道府県ばらばらな運営になっております。どういう料金体系にするかというのは、例えば水道事業が全国一本になったらきっちりするんでしょうけれども、まだばらばらです。ですから、それぞれに応じた対応でやっていくのが本来ではないかというふうに思います。

最後に、体育館の工事の関係ですが、結論的には、今、追加工事でやったほうが安く、タイミング的にもいいということなので、最終的には賛成いたしますが、ただ、プロセスにおきまして、最初から、いつ、雨漏りの工事をどう対応するかとか、そここのところは川スポ側と密接に連携をとりながらやっていくべきものであったと思っております。今度の仕事のやり方について反省をしていただくよう要望して、賛成討論といたします。

いずれにいたしましても、コロナウイルスの非常に大変な時期、町長以下、一生懸命職務に邁進されている点につきましては敬意を表しますが、川西町からコロナ感染者が出ないように、ワンチームになって頑張りたいと思っております。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に

入ります。

お諮りいたします。

承認第1号、川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり承認いたしました。

お諮りいたします。

議案第1号、令和2年度川西町一般会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第2号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第3号、令和2年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第4号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第5号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第6号、令和2年度川西町水道事業会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第7号、令和2年度川西町下水道事業会計予算について、原案どおり可決するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決いたしました。  
お諮りいたします。

議案第8号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。  
お諮りいたします。

議案第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてより、議案第23号、川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結についてまでを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。

議案第9号から議案第23号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。  
お諮りいたします。

議案第24号、川西町中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いたしました。  
お諮りいたします。

議案第25号、下永火葬場の指定管理者の指定についてより、議案第26号、梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。

議案第25号から議案第26号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。  
お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第27号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、議案第28号、近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結につ

いての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、日程第2から日程第3に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

日程第2、議案第27号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第3、議案第28号、近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結についてまでの2議案を一括上程いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を思います。

竹村町長。

町議長(竹村匡正君) 議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第27号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

これは、本議会開会日に提出させていただいております第5回分の一般会計補正予算の中で、GIGAスクール構想に基づく小学校校内LAN整備及びPC端末の購入に関して、国から内示されていた補助額に変更があり、一般財源負担が大きく変わることから、議会に御承認いただきたく、追加して変更補正を上程させていただくものであります。

内容につきましては、国庫686万円及び起債額690万円をそれぞれ減額し、増額が見込めるため、地方交付税を1,376万円増加させる財源更正を行うものであります。歳出額につきましては、変更はございません。

次に、議案第28号、近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結についてでございます。

これは、近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事を行うに当たり、その契約金額が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、一般競争入札とし、参加申し込み2者ありましたが、最終的には1者辞退のため、1者の応札となり、3月16日に入札を行いました。その結果、入札予定価格の範囲内で入札されました、日本道路株式会社 奈良営業所が落札者に決定いたしましたので、請負契約の締結について地方自治法第96条第1項5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会に議決をお願いするものであります。

契約金額は、2億3,100万円でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(伊藤彰夫君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、28号の請負契約の締結について若干お伺いいたします。

今般の入札の方法は、今、町長がおっしゃいましたとおり、一般競争入札ということでありまして、それは、より競争性を求めてこの方法を選定されていると存じますが、まず、その選定に至った経緯、並びに申し込みは2者がありましたけれども、1者が辞退に至りまして、事実上1者での入札ということでありまして、その辞退に至った経緯、この辺について説明をお願いします。

それと、この入札でありますけれども、指名競争入札でしたら、1者の場合は流れてしまいますけれども、一般競争入札の場合はそれで成立と。それは、既に応札の時点で競争しているから成立とみなしているということでありまして、この辺、この2つの方法の違いから来る競争性の仕組みについて、一方では流して、一方では競争成立ということですので、その辺の仕組みの違いについてお聞かせいただきたいと存じます。

それと、これは町長の御所見をお伺いしたいんですが、今回、予定価格が2億3,100万円、最低制限を入れてありますので、こっちが2億800万円ということでありまして、これで競争しますので、最低制限を入れていましたら、大体最低制限価格で入れてきて、抽選というふうになるのが普通の流れでありますけれども、今般、結果として1者になりましたので、予定価格の2億3,100万円ということになりますが、結果として、本来は働く競争の原理が、ここでは原理的には働かなくなってしまうというふうに見てとれますが、やっぱり競争である以上は、1者になった場合でもこの辺の原理を働かせていく仕組みが必要ではないかと思っております。この辺、町長はどうお考えか、御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 喜多課長。

総合政策課長（喜多 勲君） 私からは、まず、今回の一般競争入札になった経緯と辞退された経緯についての御説明をさせていただきます。

今回の工事なんですけれども、皆さんもおわかりと思うんですが、駅前広場とロータリーの工事ということで、駅利用をしながら工事を行うことになる、かなり難易度の高い工事になっております。加えて、地方自治法で、入札については原則一般競争入札ということがございますので、難易度の高い工事を受注している方を広く集めて競争性を高めるようにということで、まずは競争入札という方式を採用させていただきました。加えて難易度の高い工事ですので、特別委員会のほうで御説明させていただきましたけれども、この工事を履行できる能力がある業者ということで参加条件をつけさせてもらって、条件付きの一般競争入札でさせていただいたというのが経緯でございます。

あと、2者申し込みがありまして、1者辞退されたということの経緯なんですけれども、これは、実際に辞退された原因というのは私どももわかりかねるんですけれども、ただ、聞いておりますと、現場に配置する技術員が現在不足しておりまして、今回の入札を見送ることとなったというような話を聞いておりますので、うちとしては、世間一

般に人材不足と言われておりますので、それが原因であったのかなというふうに考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 私からは、議員がお述べの指名競争入札と一般競争入札の競争性の仕組みについてと、今回、一般競争入札を行ったことについて、逆に競争性が働いてなかったんじゃないかという御質問にお答えさせていただきます。

今まで、こういった工事案件があったときに、議員のほうから、こういった形で競争性を働かせるのかとか、また、一般競争入札がいいのではないのかというふうなお話もあり、我々のほうでも、こういった形で競争性が働くのかということについて試行錯誤しておるような状況でございます。

今回の工事につきましては大きな事業でございますので、大きな事業に関しましては極力一般競争入札で行うということで、こういった形で対応させていただいた次第でございます。1者であっても競争性が働く仕組みをつくれということでございますが、これはなかなか難しいものだと思います。これからはしっかりと——しっかりとという言い方はどうかわかりませんが、競争性が働くような手法を考えていきたいなと思っております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝 和也君。

12番議員（芝 和也君） しっかりと競争性が働くように入札の方法も御検討いただいて実施してもらっているというふうに私も思っておりますし、本町の入札の過去の事例から言いましても、競争性が働く方向で逐次方法を検討しながら今日に至っているというふうに思っておりますので、それはそれで競争性についてはよく検討いただいているというふうには認識しております。

一般競争入札の場合、結果として1者になってしまった場合でも入札オーケーになってしまいますし、指名競争入札の場合は、流れてしまいますので、やり直しということになりますけれども、聞いていますのは、入札の競争性の問題のまず前段として、その2つの仕組み、片方は入札が流れるけど、片方は成立すると。一般競争入札の場合は何で成立するのかという、その仕組み、解釈についてお尋ねをしていましたので。これは私の聞き方が悪かったから、意味が通じていなかったのかもしれませんが、その点、その仕組みについて御説明いただきたいと思っております。

また、競争性の原理、結果として今回は1者になりましたので、競争のしようがありませんけれども、普通、複数で来ますと、最低制限を入れている場合は、皆が下で入れてきて、そこで額が同じ場合は抽選ということになりますが、今回は、当日、自分が一人だということになりますと、ほかに競争がありませんから、予定価格いっぱい入れてきて仕事が取れると、こういう話になります。数字の上では結果としてはそういうことになっていきますけれども、一般競争入札だったら1者でも成立というのと競争の原理というのはリンクしているように私は思います。そこら辺の仕組みについて、1者だ

ったら、結果として競争相手がいてませんから、予定価格いっぱいまで入れても、それで仕事は落ちますけれども、競争の原理が働くようにしていると、そこで競争しますので、やっぱり下の価格で競うということになると思います。そこら辺、指名競争の場合は不成立で流してますけど、一般競争は成立するということですので、その辺のところに関連しているのかなと思ってるんですが、そこら辺について町長御自身はどういうふうにお感じになっているか、改めて御所見をお伺いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 指名競争入札は、こちらで入札に参加していただく業者を指名して参加していただいて入札を行うわけでございますから、当然、1者になれば、そこで競争性が働かなかったということで流すことはあると思うんですけども、一般競争入札は、こちらで指名することなく、幅広く募集を行っているわけですから、応募を行わない時点で、その会社が工事参加を自分の意思で辞退しているわけですから、それは意味合いが違うと考えております。

ですので、一般競争入札については1者であっても進行するという意味だと認識しております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第27号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第28号、近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、

工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提出されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見、要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

竹村町長。

町長(竹村匡正君) 令和2年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本議会の冒頭で申し上げました、世界中で流行しております新型コロナウイルスですが、現時点でも感染者は増え続けており、収束の兆しは見えない状況にあります。引き続き、国並びに県の動向を注視し、町民生活への影響を最小限に抑えるなどの配慮をしつつ、対策を行っていく所存でございますので、議員各位におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(伊藤彰夫君) これをもちまして、令和2年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

(午後3時36分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月19日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	川西町附属機関設置条例の一部改正する条例の専決処分について	3月19日	原案承認
議案第1号	令和2年度川西町一般会計予算について	3月19日	原案可決
議案第2号	令和2年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第3号	令和2年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第4号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第5号	令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第6号	令和2年度川西町水道事業会計予算について	3月19日	原案可決
議案第7号	令和2年度川西町下水道事業会計予算について	3月19日	原案可決
議案第8号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第9号	令和元年度(平成31年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第10号	令和元年度(平成31年度)川西町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第11号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第12号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第13号	令和元年度(平成31年度)川西町下水道事業会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第14号	川西町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第15号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第16号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月19日	原案可決

議案第 17 号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 18 号	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 19 号	川西町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 20 号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 21 号	川西町下水道条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 22 号	川西町営住宅条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 23 号	川西町新防災情報システム整備工事請負変更契約の締結について	3 月 19 日	原案可決
議案第 24 号	川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負変更契約の締結について	3 月 19 日	原案可決
議案第 25 号	下永火葬場の指定管理者の指定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 26 号	梅戸自動車駐車場の指定管理者の指定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 27 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町一般会計補正予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 28 号	近鉄結崎駅周辺整備道路・公園整備工事請負契約の締結について	3 月 19 日	原案可決